

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第2号)

平成21年9月2日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	21番	坂 下 勝 保 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	平 野 隆 君
健康福祉部長	濱 嶌 義 和 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消防長	山 崎 力 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	企画部次長	横 山 孝 三 君
		兼企画政策課長	
総務部次長	加 藤 隆 之 君	市民部次長	加 藤 慎 君

兼財政課長

健康福祉部次長 畑 中 則 雄 君
兼高齢者福祉課長

経済建設部次長 柴 田 二三夫 君
兼都市計画課長

監査委員事務局長 高 橋 芳 行 君

兼環境課長

健康福祉部次長 神 谷 巳代志 君
兼保険年金課長

総務課長 塚 本 邦 広 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

石橋 敏明 議員

前山美恵子 議員

杉浦 光男 議員

松山 廣見 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

一般質問の順序は、あらかじめ議会運営委員会で協議をされておりますので、その順序で行います。

また、発言については、それぞれ申し合わせに従って進めさせていただきますが、当局の職員においても答弁は簡潔に行われるよう、あらかじめお願いをいたします。

最初に9番 石橋敏明議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○9番(石橋敏明議員)

おはようございます。

議長のご指名をいただきましたので、これから一般質問をさせていただきます。

昨日早朝、犬の散歩をしておりましたら、中ノ坪公園の横で、ちょうど 30 歳ちょっとといったぐらいの方が、ちり取りを持ちながら掃除を試みえました。「ご苦労さん、ありがとう」というふうに声をかけましたが、非常にすがすがしい昨日の朝でございました。

ごみ拾いもなかなか度胸も要りますし、余りこういう方が多くなっても困りますが、できるだけ、こういったまたボランティアの方も増えていただけたらという感じがいたしました。

それでは、一般質問に入ります。

まず、市内産婦人科医の産科再開について。

市内でただ1軒の産婦人科が開業しています。しかし、当医院は4年前ごろから婦人科のみで、産科は休止状態が続いております。ほかに保健衛生大学病院はありますが、産科はかかる人数が規模の割には少ないと聞いております。

昨今、市内における新生児の数は、年間約 600 名前後と認識しております。身近な市内に産科があれば、まだまだ増えることが予想されます。産みたくても産む場所が少なく、場所探しも一苦労。近場を望む妊婦、家族は大変な不安と不自由を強いられております。産む安心を用意すべきではないでしょうか。

この観点から、市内にはどうしても産科が必要であり、多くの市民から現有産婦人科の再開が強く望まれております。市は再開に向けた支援体制も含め協議をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

国を挙げて取り組んでいる少子化対策と支援の両面を満たす解決策の一つでもあります。本気で取り組んでいただきたいと思えます。

今まで、これらに類するものでどのように取り組んできましたか。

また、今後の取り組みとがん検診、集団検診をも含め、広範囲にお聞かせください。

次に、緊急医療体制と実動について問う。

近い過去には、お産寸前の妊婦や手術を要する緊急患者などが、多くの医療機関から受け入れを拒否され、たらい回し。生命が危うくなったり、それ以上の状態に至り、各地で批判が巻き起こりました。

これを機に、厚生労働省も各都道府県に対し強く改善を指示いたしました。一たんは落ちついたように見えますが、今後もこのまま順調にいくのでしょうか。

当市の上記に対する現状と過去の経験など、詳細にお聞かせください。

市内には大学病院を控え、安心できる体制にはありますが、いかなる場合も受け入れが可能とは限りません。どのような規定に基づき実施されていますか。件数も含めお示してください。

県の医療体制と医師会についてもお示してください。

また、先般続いて地震が発生。大地震が予想されております。これについても遭遇時の体制予測などをお聞かせください。

次に、地震災害時の水の確保について再度問います。

去る8月 11 日早朝に東海地方を襲った地震は、静岡県内の各地につめ跡を残し、落下

物によるけが人は100名を超え、観光関係にも影響が懸念されています。

しかし、家屋の被害などは限定的で、今まで地震に備えてきた多くの市民は、突然の揺れにも冷静に対応しました。

一方、自治体内での連絡体制の不備が逆に浮き彫りとなり、今後の課題ともなっております。

来る東海地震のエネルギーは、今回の100倍以上と言われております。耐震化のほか、火災の広がり防止のためにも狭い道路をなくす対策及び都市計画を進めるべきだと言われております。

この地震での震度は、静岡で6弱、当市と近郊では3。しかし、今回も静岡などでは給水車に長い列ができており、市民は水の確保に躍起。その状態が何度となく放映されました。それにつけても、当市の水の確保は本当に大丈夫でしょうか、懸念を感じます。

水全般について現状と、予測も含めお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.5 ○健康福祉部長(濱島義和君)

健康福祉部に2点、ご質問が寄せられましたので、順次お答えしたいと思います。

まず1点目、市内産婦人科医の産科再開についてでございます。

昨今の医師不足は深刻化しており、特に産科医の不足は医療崩壊を招いているとして、国は医師増員計画を打ち出すほか、周産期医療の整備指針を見直し、来年度までに県に対して整備計画の策定を求めるとしております。

現在、議員のご指摘のように、市内には産科医院がなく、出産は市内大学病院や、近隣市町の産科を利用されている現状でございます。

市といたしましては、市民の利便性を考えれば、市内に産科が増えるということを希望するものでございます。今後、医師会を通じまして、産科再開を働きかけていきたいと考えております。

健康課では、該当医院で毎月、初産を迎える夫婦、教室名「パパママクラス」と申し上げておりますが、産婦人科医の講話をお願いをいたしております。

また、子宮がん検診、頸部がん、体部がんを合わせましても、当該医院に医療機関としてお願いをいたしております。利用者のニーズにより集団と実施併用しているところでございます。

なお、今年度より実施する女性特有のがん検診も委託を用意いたしております。

この委託を含めると、該当医院への今年度の検診予定件数は、昨年度と比較しますと約4倍という数字を数えております。

続きまして、2項目目の緊急医療体制と実動について問うでございます。

現在の医療体制は、医療法に基づき「愛知県医療圏保健医療計画」が策定されまして、保健所エリアごとに救急医療を始めとした災害保健医療、周産期医療などが定められております。

瀬戸保健所管内に属する本市の救急体制は、第1次救急医療施設として豊明市休日診療所、第2次救急医療施設といたしまして瀬戸市にございます陶生病院、第3次救急医療施設といたしまして2カ所、地元の藤田保健衛生大学病院と長久手町の愛知医科大学病院が指定されております。

また、周産期医療につきましては、地域の病院、診療所と連携する藤田保健衛生大学病院が、高度専門医療として指定されているところでございます。

このほど国は、議員のご指摘のように昨年、東京都内での妊婦死亡問題が大きく取り上げられました病院要件を緩和いたしまして、医療機関数を増やすほか、受け入れ実績などを公表するなど、周産期母子医療センターの整備計画を全面改正いたします。

震災におきましては、医師会から災害協定の内諾を得ましたものですから、実務レベルでの打ち合わせを進めているところでございます。

終わります。

No.6 ○議長(坂下勝保議員)

山崎消防長。

No.7 ○消防長(山崎 力君)

消防についてご答弁を申し上げます。

緊急医療体制と実動について問うという中で、前段の部分でございますが、平成20年においては2,387件の救急が発生しております。そのうち422件、これは2件同時。それから52件は3件同時。7件は4件同時に発生をしております。

救急車は3台でございますので、4件同時に発生した場合は、出動可能な救急隊が出動いたしますが、出動可能でない場合におきましては、応援協定に基づきまして、隣接の消防本部に依頼をさせていただきますが、平成20年には幸いと申しますか、そういった応援要請をする事案はございませんでした。

それから、たらい回しということでお尋ねをいただきましたが、昨年に関しましては、134人の重症以上の傷病者がありましたが、受け入れの照会2回目で収容できたのが9件、3回目で収容できたのが3件、それからあとの122件につきましては、1回目の照会で受け入れをしていただいております。

それから、産科・周産期傷病者については、5人搬送させていただきましたが、すべて1

回目の照会で受け入れをしていただいております。

こうした状況でおさまっているということについては、藤田保健衛生大学病院の存在が大であるというふうに考えております。

当病院は救急に関しても積極的に協力をしていただいております。おおむね 76%前後の受け入れをしていただいておりますが、ただ先ほど壇上で議員も言われたように、全部いかなる場合でも受け入れ可能というわけではございませんので、手術中だとかベッドの状況によって受け入れが不可能であるという場合もございます。

こういった場合につきましては、他の機関であります例えば刈谷豊田総合病院、中京病院、あるいは愛知医科大学等、搬送できるように有事に備えているところでございます。

終わります。

No.8 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

No.9 ○市民部長(平野 隆君)

市民部のほうで2点ほど、ご答弁をさせていただきます。

最初に、緊急医療体制と地震について問うの中の地震発生時の体制ということでございます。

本市におきましては、震度4の地震が発生した場合には、即座に第1次警戒配備体制をとります。

その第1次警戒配備体制といいますのは、私、市民部長を始め消防長、経済建設部長、教育部長を始め防災安全課の職員の9名で構成する組織でございますが、その第1次警戒配備体制をとります。

また、東海地震の観測情報が発令された、そういう情報が出たときにも、この第1次警戒配備体制をとります。

夜間、休日の時間外における発災時には、今の9人に対し気象情報業者からの携帯、あるいは自宅電話への呼出、さらには消防署からエマコールといひまして、緊急呼出電話でございますが、それによる呼び出しもあわせて行います。

またこのほか、避難所の直近職員、各小中学校においての最寄り在住の職員のうちから、あらかじめ指名された要員がいるわけですが、その直近職員についても、テレビ等による震度情報で震度4以上の地震が発生した際には、指定された小中学校に駆けつけ、現地連絡所を設置し、避難所対応の準備に入ることになっております。

なお、そこへ出向いた折には、災害警戒本部への着任の報告もいただいております。

その後、被害状況によりましては、第2次警戒、あるいは最大の第3非常配備体制というふうに移っていくわけですが、市域に震度6弱、東海地震等々で想定される豊明市の震度は震度6弱ということでありまして、それがもう発生した場合には、全職員が

参集することになっております。

そして、市各部課が有する組織、機能のすべてを持って対処する体制をとることとなっております。

そして、2点目です。地震災害時の水の確保ということでございます。

とりあえず豊明市におきましては、中央公園に飲料水兼貯水槽 100 トンを始めとしまして、防災倉庫に備蓄として 500 ミリリットルのペットボトルが1万 104 本、現在備蓄してございます。約5トンに当たります。

2つ合わせて 105 トンということになりますが、この中央公園の飲料水兼貯水槽につきまして若干申し上げますと、これは緊急遮断弁装置つきのものです。防災倉庫、手動ポンプ、可搬ポンプをセットして設置されます。最大で可搬にあっては1時間で 60 トンの飲料水をくみ出す能力がございます。

一方、中部水道企業団においては、現在約 100 名の職員がいるわけですがけれども、災害時には総務班、施設管路復旧班、それから応急給水班の3班に分かれます。

このうち、豊明市の応急給水源に張りついて給水の作業をしていただけるというのは、その中の応急給水班のうち、豊明市への割り当ては多くて8名、少なくとも4名が派遣されます。

しかし、この応急給水班の役割の第一が、管の被害調査が主としてあるということでありますので、給水の活動は、その点検活動後になるというふう聞いております。

また、市内には4カ所の企業団管理の配水場がございます。二村山、沓掛、それから双峰、大脇と、この4つの配水場におきまして、企業団の給水が可能となるということがございます。

市民の皆さんへの給水については、今の中央公園、それからペットボトルにあわせまして、企業団による給水ポンプ。

企業団による活動としては、仮設の給水タンクの1トン用というのがありますので、それをトラック等で給水水源まで搬送して、そこから飲料水を満タンにいただきまして、それを避難所で市民に配布するという形になると思います。

この給水水源に貯水される量ですがけれども、4カ所合わせまして約1万 3,200 トンが、最大水源ということで可能でございます。

この1万 3,200 トン、これは先ほど言いました 105 トンということで、給水の予測をいたしますと、仮に市民6万 9,000 人が1日3リットル使用すると仮定しますと、1日 207 トン要るわけです。先ほどの1万 3,300 トン強の供給される能力があるということで、単純に割りますと飲料水の3日間の量。

この3日間と言いますのは、遮断弁がおりてから給水がとまると、水が腐ってしまいますので、飲料水としての可能は3日間と、そういう3日間という想定でございます。

以上で答弁を終わります。

No.10 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.11 ○9番(石橋敏明議員)

ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、最初の産婦人科医の産科再開について。

今、お話を聞かせていただきまして、私も再開の実はお願いに、個人として行ったわけですが、いろいろ市民の何人もの方から悲壮なお話がありましたので、どうかということ、若干の期待を持ちながら院長に面会をしたのですが、やっぱり集団検診が豊明は進んでいるので、どうしても個別検診、委託型というものが少ないということで、我々もそれだけの設備もまたやり直さなければいかんし、いろいろな面、それと夜、昼ないこととでございますので、看護師さんなんかの確保、そういったものも今本当に大変だというようなお話を聞きまして、できるだけ市のほうにもいろんな面で支援を願えんだろうかというふうなお話でした。

それで今、産婦人科も非常に大変ですが、各市町ではかなりの支援をやったりやっていたらいいということ、1回ぐらい調査したらどうだというふうな、ちょっとお話がありましたので、近隣の市町を調べさせていただきましたが、どことは言いませんが、あるところは統計をとって、今までどこの産婦人科医でお産をやられているのか、そういったもののデータもとっている。

「データをとりますかね」と言ったら、「母子手帳を見ればすぐわかりますので、簡単ですよ」ということとございました。

それで、どこでお産をしてどうだというのを、市のほうで、母子センターですか、母子センターのほうでやっているということで、妊娠されると当然、こういうふうな母子手帳を交付するわけですが、その時点で相談がどこもかなり多いと。近隣の市町は多いと。それで、こういう状態ですということで、情報を提供しているということとございました。

これも非常にいいなということとありましたけれども、豊明市もちょっと聞いたのですが、何かやっているか、やってないのかわからないのですが、こういったことは大きなお金も要るわけではないし、そこに特別な利益を与えるものでもないわけです。

こういった話をすると、すぐ、そういうふうにもっていく方が結構あるんですが、そうではないに、「こういう状況ですよ」ということで、情報を提供するものについては、別に何の問題もないと思います。

よそはやっています。やっていますので、そういったことをやれるのかやれないのか、ひとつ聞かせてください。

No.12 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.13 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

こういう個人情報に関しましては、以前から非常に問題になっておりました。例えば母子手帳の発行数を、そういった何とか家具センターとかから、そういった部分も知らせてほしいという声も、過去から多々ありまして、現在もあろうかと思えます。

しかしながら、個人情報の兼ね合いでありますので、そうしたものはある程度、一線を引くという配慮が必要かと思えます。

終わります。

No.14 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.15 ○9番(石橋敏明議員)

個人情報といっても個人を特定するわけではないので、個人情報の範囲じゃないと思いますが、こういったものもできないということでしょうか。やる気がないということでしょうか。もう一度、お願いします。

No.16 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.17 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

市内、市外2つに分けて、そういった数字的なものでしたら、個人情報には抵触いたしませんものですから、そういった部分の方向性で、ちょっと検討したいというふうを考えております。

終わります。

No.18 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.19 ○9番(石橋敏明議員)

それで、市はこういった問題、さっきも質問しましたけれども、こういった問題に多分、気がついてないのだろうし、そういったことまでやっていないと思うんですが、そういった話がどんどん我々には入ってきますので、そういったものができるかできないかを、やっぱり協議をすることは決してマイナスではないと思うんです。

先にもお話ししましたように、少子化対策を何もやらないでは、いい悪いの線は若干はあると思いますが、やっぱりやっていくべきだと、私は考えます。

それで、市長にお伺いしたいのですが、大切なことですから、市長も1回ぐらいは、そういうふうなお話も一度していただくような気持ちはございますか。

No.20 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.21 ○市長(相羽英勝君)

今、産科医、お子さんの生まれる病院の件のお話でありますけれども、これは少子化ということで、いろいろ医療機関そのものの経営が非常に苦しいというようなことも、もちろんありますけれども、そういうことだけでは解決できない問題でありますので、これは先ほど議員がおっしゃったように、やはりお医者さんの数だとか設備だとか規模だとか、いろいろなことがあると思うんですね。

そうやって信頼されて、その病院でお子さんを産んでいただけるというような信頼関係のもとで、その妊娠の健診から出産までずっときていると思うんです。

そういうものの全体を見て、一度今、お話のありましたように現状調査といいましょうか、実態をよくつかむということから始めないといけないのかなと、こんなふうに感じているわけであります。

ちょっと話が飛びますけれども、豊明市内というのは、歯医者さんというのは、数が物すごくあるわけであります。歯医者さんのお話を聞きますと、歯医者さんはちょっと経営が大変だと、もう少し歯医者さんの適正な数、人口と病院の数なんかを聞きますと、もうこんなに多いわけでありますけれども、やっぱり歯医者さんの場合は、協会に入ってみえない方が随分おられるというようなことがありますけれども、産婦人科病院については、一度よく状況を、お医者さんのほうのご意見、あるいは現状、そういうものと、それから妊娠して子どもを産まれる方のお考え方、あるいはその気持ちをよく聞いて対処するような材料を、まず収集しなければいけないと、こういうふうに思っております。

そういうことに基づいて、今後の対応を考えさせていただきたいと思います。
以上、答弁とさせていただきます。

No.22 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
石橋敏明議員。

No.23 ○9番(石橋敏明議員)

こういう質問をやるからということで会ったんじゃないでしょうけれども、つい2~3日前だと思いますが、あるスーパーの駐車場で、お母さんが2人で話をしているのを、ちょうど私は横を通っていたのでちょっと耳にしました。

この通告書を出しておりましたが、「娘ができたんだけど、産婦人科が決まらぬで大変だ」という話を、某スーパーの駐車場でつい2~3日前、聞きました。非常に混雑して入れないということなんです。私がゆっくりあれして聞いていましたら、そういう話でした。それで、やはりそうかなと思いましたが、現実にはその話はたくさん聞いております。

母子センターでそういう相談はないでしょうか、あるでしょうか。あった場合には、どういう対応をされていますか。他市町ではそういう話が結構あるみたいで、先だって私が回っていったときに聞きましたが、豊明の状態をお聞かせください。

No.24 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。
濱嶋健康福祉部長。

No.25 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

保健センターでは母子手帳を発行いたしております。

この時点では、医師の診断証明が必要ですので、もう既に産婦人科医を決められて、保健センターで母子手帳をおとりになるという部分があります。

しかしながら、そういった部分以前の問題につきましては、健康テレホン 110 番とか、保健センターには保健師が 11 名在籍しておりますので、そうした相談には真摯にお答えしたいというふうに考えておりますし、そういったつもりで業務を遂行しております。

以上です。

No.26 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.27 ○9番(石橋敏明議員)

ちょっとそういう相談はないですか。聞いてないですか。聞いてないということですかね。母子センターから、そういう話はフィードバックしてくるとか、そういったことはないですか。

よそはあると言うんですけれども、「相談があります」というふうに言っておりますが、豊明市は全くそういうものがないのか、聞いてないのか、その辺が大切ですので、ちょっとお願いします。

No.28 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.29 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

相談はあろうかと思えます。

しかしながら、そうした件数については、また後ほどお答えしたいと思います。

それから、最初のご質問にございました出産地状況ですね。ざっくり申し上げますと、豊明の方が名古屋市で出産されるのが50%、それから市内では16%、それからあと、名古屋市を除く市外で23%と、こういうデータのものは把握いたしております。

それから、先ほどのいわゆる出産病院紹介云々の部分ですけれども、やはり母子健康手帳をとりにおみえになる時点で、既に出産医院を決めておられる方がほとんどですので、どこの医院とか、紹介していただきたいとかという、そういう具体的な相談件数はほとんどない状態です。

終わります。

No.30 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.31 ○9番(石橋敏明議員)

これは余り突っ込むと、またどうのこうのと言われますので、この辺でやめておきますが、非常に大切なことですので、一度また時間がありましたら、市長さんでも1回、お話だけでも聞いてあげるぐらいのことはいいんじゃないかなと。利益を誘導するとか、そういつ

た問題じゃないと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、緊急医療体制について再質問をさせていただきます。

県の救急体制は部長からお話がありましたが、1次、2次、3次とありますが、私もこれを県でいただひてきました。

これをいただひて見ているのですが、なかなか内容が、まあ言われれば1次は保健センターですよ、休日診療所ですよ、2次は陶生病院ですよ、3次は保健衛生大学病院ですよとか、こういったものは全部地図がありますから、これはわかりますが、どういふうな状態でどうだと、一歩踏み出した話をしていただひかないと、それを私は通告してあつたはずですよ。

そういうふうにしていただひかないと、1次はこれと。これは見ればわかりますので、それではちょっと答弁にはならないと思ひます。

だから、これは県も余りよく答弁をしてくれませんでした。だから、この内容はどういふうに、簡潔にどういふ場合に2次になって、3次になるとか、こういったもの、広域情報システムはどういふうにやっていますよと。けれど、これが本当に稼働するのかどうか。稼働させるには、どういふうに市が対応しているのか。そういったものを聞きたいのですよ。

ただ、1次こうですよ、2次こうですよと。これを見たら、部長に聞かなくてもわかります。だから、そういうふうでひとつよろしくお願ひします。

この内容について答弁を願ひたいと、どういふうに私は通告しておきましたので、そういうようなことでお願ひいたします。

No.32 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願ひます。

濱瀛健康福祉部長。

No.33 ○健康福祉部長(濱瀛義和君)

まず、仕組みからご説明いたします。

昭和53年の1月から、救急医療体制といたしまして、県は県内を15のブロックに区分けいたしまして、第1次救急医療施設といたしまして、以下、いわゆるドクターとして40カ所。この中には豊明の休日診療所も含まれております。それから、全体のドクターの歯科として16カ所の救急夜間診療所が指定されました。

そして、第2次救急医療施設といたしましては、愛知県内で106カ所の病院が指定されております。もちろん106カ所は一斉ではございませんので、いわゆる在宅で輪番制でやっているところも多々ございます。

さらに、第3次救急医療施設といたしまして、県内で31の病院が指定されております。この31の病院につきましては、平成8年の11月より災害拠点病院としても、あわせて指定されているところでございます。

それで、1次、2次、3次の区分けと申しますか、そういった部分のご質問であろうかと思いますが、1次というのは、各市町の休日診療所なり、各医院が行っております在宅輪番制での休日、そういった部分が含まれております。それで、第1次はそちらにかかっていたかと。

そして、第3次から申し上げますと、小児とか中毒とか脳卒中とか、心筋梗塞等々の部分で、いわゆる第3次医療が必要だという部分が第3次になりまして、2次はその中間です。例えば骨折とか、そういった部分、重症とはいきませんが、その軽度の病状にあわせて、1次、2次、3次を決められたというのが、愛知県の計画でございます。

以上です。

No.34 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.35 ○9番(石橋敏明議員)

まあ医療体制のほうは、こういうふうで県がやっているわけですが、これについて、これにプラス市独自でどういうふうに、そういった場合は現実はどういうふうにやれるのか。やれるだろうという、やっぱりある程度の確信を持った体制にもっていかなければ、私はいけないと。体制じゃないと思います。

その体制と医師会、豊明市はどれだけ医師会とコンタクトをとってやっているのか、その辺の状況ですね。他市町においては、それは聞くことです。いいことを言うかも知れませんが、医師会と相当の関係を持っているというふうに、だから何でもあれすると、何でも医師会にこういうふうをお願いしたいとか、医師会に要望する。

先ほどの産婦人科の問題にしても、こういうふうだということであれば、医師会に何か手だてはないかとか、それぐらいの話すら、何かやっているか、やってないかわからない。一歩進めて、やっぱりそういうところが必要なんですよ。

やっていませんではなしに、「やっています」と言っても、どこまでやってどうでしたと、一歩進めた話をしてもらわないと、上っ面ばかりで駆けずっていても話になりませんので、医師会とどういうふうにお話し合いをしているのか。医師会との関係、そういったものを聞かせてください。

No.36 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.37 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

医師会は毎月、第2火曜日に理事会、そして第4火曜日に支部会を定例で行っております。

私ども健康課のほうといたしましては、事あるごとに医師会のほうの会議に出席をいたしまして、情報提供、そうした部分を協議いたしております。

さらに、先ほどの答弁でも申し上げましたように、休日診療所の運営に関しましては、現在、地元医師会のドクターの派遣が4割、そして大学病院の先生が6割。これは当初は5割、5割でスタートいたしましたが、現在はそういう数字になっております。

ということで、休日診療所の運営に関しましては、豊明の医師会に全面的にサポートをしていただいております。

その他、学校医、それから園医等々、それからいろいろないわゆる運営協議会の委員とか、そういった部分でも地域医療を担う医師会といたしまして、市のほうに全面的に応援をいただいているところでございます。

それから、前段の質問の部分でちょっと漏らしましたが、該当産婦人科医につきましては、昨年度から子宮がんの、今までは頸部がん検診だけでございましたが、体部がん検診もご依頼申し上げましたところ、快くお受けいただきましたものですから、そういった部分については、私どもとしても感謝をしているところでございます。

終わります。

No.38 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.39 ○9番(石橋敏明議員)

医療体制で、医療のほうは、うちで言いますと健康福祉部ですね。それから実動については消防。この関係が、ややもすると、いろいろ災害時には全く機能しないというようなことが予想できます。多分、そうなるに近いと思いますが、その辺はどこで接点を設け、お互いの関係、そういったものをちょっと聞かせてください。

No.40 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.41 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

一たん災害が起こりますと、豊明市地区防災計画によりまして、防災安全課が所管します災害対策本部の指示によりまして、市内4カ所、4カ所と申しますのは、保健センター、沓掛小学校、唐竹小学校、栄小学校に救護所を設置いたしまして、医師会豊明支部の災害対策班、協定を現在進めておりますが、災害対策班の医師と本市の保健師が負傷者の治療に当たります。

重傷者は消防署との連携により、救急救命センター及び災害拠点病院に指定されております藤田保健衛生大学に搬送するという体制をとっております。

終わります。

No.42 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.43 ○9番(石橋敏明議員)

今のはわかりましたけれども、私の聞いているのはそうじゃなしに、制度と実動の、消防署との連携というか話し合いの連携、そういったものをどこかでとっていますかということです。話し合いがやっぱり必要でしょう。

ばらばらでこうやりましたよと、文書でこちらへ回す。それじゃ、こちらからこうだよと、そういうことではなしに、実際両方の役目の方がどこかで接点、話し合いなり、いろいろしなければいけないでしょう。協議しなければいけない。どういうところで協議をしていますかということです。

No.44 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱瀧健康福祉部長。

No.45 ○健康福祉部長(濱瀧義和君)

休日診療所には運営協議会、運営委員会というのが設けてございます。そのメンバーに医師会代表、歯科医師会代表、それから薬剤師会代表、いわゆる三師会代表に藤田保健衛生大学の関係、あと桶狭間病院の関係、そして消防長が委員として参画いたしております。

そうした部分で、私どものほうは消防署のほうとは常に連携をとりながら、業務を行っているところでございます。

終わります。

No.46 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.47 ○9番(石橋敏明議員)

時間も迫ってきました。

最後にこの件で1つ、救急業務は病院に搬送を終えた時点で終了するものなのか。その後も、その患者に何かあれば出動するのかということは、まだ終わってないということですね。それはどういうふうな解釈をすればいいですか。

No.48 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山崎消防長。

No.49 ○消防長(山崎 力君)

救急は、搬送すればその時点で終わりでございます。

終わります。

No.50 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.51 ○9番(石橋敏明議員)

これも県のほうへも私はただしてきましたけれども、県の救急体制というのはちょっと不備が、実はあるんじゃないかと私は思うわけですが、もう二十数年前ですが、私自身が経験をしたことで、うちの子どもが瀕死の重体に、8メートル飛ばされて意識もなし。それで豊明の消防で、ある病院に搬送されました。

私はちょうど夕方5時ごろでしたので、熱田神宮のほうのところに、かぎをかけたまま、車をほおって、タクシーで駆けつけたんですが、1時間以上たっているのに、待合室の長いすに寝かせてありました。

もう吐いておりまして、吐くということは、私もよく知っておりますが、頭を打つと吐くんです。頭を相当打ってましたので、私ももう本当、ある程度半狂乱ぐらいでございました。子

どもは、まだ小学校1年に上がるか上がらんかぐらいだったと思います。歩道ではねられました。

そういうことで、私も院長に説明を受けたんですが、的確な状況説明はなしに、ただ「今晚が山ですよ」ということだけで、親としてはいても立ってもいられない状況。ある大手の病院に夜、いろいろなコネをお願いして泣きつきました。

何とか、それじゃ受け入れましょうということにさせていただきましたが、ただし救急車で搬送してもらわないと受け入れできません。それは「どういうことですか」と言ったら、愛知県の救急医療体制がそうなっていますので、これに反すると大変なことになりますというお話でございました。

夜はもう一睡ももちろんできませんが、そういうことでお願いしたんですが、3度かけても、4度かけても、相当な数、かけました。豊明消防署で全部はねられました。はねられまして、明るく日の朝、また朝早くお願いしました。「人1人の命を助けられないのか」と、ここまで言いましたら、「それではサイレンを鳴らさんでもいいですね」と、こういうことで受け入れをしてくれました。もう強制的に出させていただきました。

その病院に搬送させていただきましたら、口の中はもうはれてしまって、すごい状態でした。顔が倍ぐらいにはれて、中はうみがすごい状態で、まあその医者がどうのこうののではないのですが、非常に処置が悪かったということで、その受け入れた病院もびっくりしておりました。

だけど、そういう状態であります、愛知県の救急医療体制をこの間、県に行って聞きました。「何でそういうことですか」と、状況を見て判断していただかないと、医者だけを優遇したって、多分それは医者を優遇することだと思いますが、本当に私は大変でした。いまだにこれは忘れません。

こういった場合も、やはり豊明の消防としては、医療体制を固守するという考えでしょうかどうでしょうか。ちょっと最後に聞かせてください。

No.52 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山崎消防長。

No.53 ○消防長(山崎 力君)

先ほど申し上げましたように、救急は医師に渡すまでが救急でございます。

それで状況判断をさせていただきまして、その患者等の状況を判断させていただいて、その医師、病院等が受け入れ可能か可能でないか、こういう状況でありますということで、その最短の病院に搬送するというのが救急でございます。

終わります。

No.54 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.55 ○9番(石橋敏明議員)

それじゃ、切りがありませんので、こちらのほうはこれで終わらせていただきます。

最後に、災害時の水の供給について。

先だって、答弁をいただきましたときも、十分だということですが、中部水道企業団等にもいろいろ問い合わせをしたり、いろいろ前からも話を聞いておりますが、これであるんだよと、現状の状況であれば、これでいいんですと。今の答弁で百点。

たけど、地震の場合は、どういうふうな状況が起きるかわからない。そういった場合に、今一番確信してできるのが二村山の6,500トン、これの2基。これは耐震構造になっていまして、基礎も相当しっかりしています。

これだけで、あとはどこにある、ここにあると、4カ所あるからどうのこうのと言っても、道路は寸断されるわ、どうのこうの、これでありまして、そういう答弁は私は余りしてもらいたくない。当てになるのはそこだけ。私はそう考えています。

それと同時に、中部水道企業団にも強く言っておきましたが、2立米車2台しか、この2市3町にないんです。これを何とか増やすことはできませんかと、先だっても言っておきましたが、トラックを用意してくれば、ポリのタンクを用意しておりますと。たけど、それも何基持っているのかわかりません。これがまた大変ですよ。

だから、やっぱりそういうことで核心を突かれると、もう全然がたがたな状態なんですよ、正直言って。だから、かなりの確率でできるよというようなものやっておかないと、何にもならない。こういうふうにやっていたんだけど、現状何もできない。そういうことですから、そういう観点から物事をやっぱり考えていただきたいと、こう思います。

いろいろありがとうございました。勉強させていただきました。

これで、質問を終わります。

No.56 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、9番 石橋敏明議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時58分休憩

午前11時9分再開

No.57 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

22番 前山美恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.58 ○22番(前山美恵子議員)

では、発言の機会をいただきましたので、壇上より質問をさせていただきます。

1点目の質問、生活困窮者に対する住民税や医療費の軽減策について質問します。

昨年からの世界同時不況で、多くの失業者が生まれ、中小業者も休廃業を余儀なくされており、生活を維持することすら、困難な中にあります。

それでも、このような生活苦にあえぎながらも、必死に生活している生活困窮者に対して、行政からのさまざまな制度の拡充で、何とか生活が維持できるようにならないものかと考える次第であります。

そこで、住民税の減免や医療費の軽減策の拡充を求めて質問をまいります。

まず1点目として、本市の住民税の減免制度の拡充を求めて質問します。

租税の民主的原則として、税金は能力に応じて負担する応能負担が原則となっており、憲法第14条の法の下での平等が示されておりますが、租税面でも能力に応じてみんなが平等であるとして、住民税の税額は計算をされているところです。

さて、失業や療養などで所得が減少すれば減免制度を受けられます。減免制度については、私も議会で何度も改善を求めてきましたが、2年前から減免の申請を各納期限までにすれば、減免が受けられるようになりました。これは近隣にない改善で、2年前から随分減免を受けられる市民が増えてまいりました。

ところが、ここ最近の雇用など、社会的状況の変化に、この減免制度もしっくりといかなくなつたこのごろであります。

減免に該当する基準の条件では、前年度の所得基準が低過ぎることにより、収入がなくなつても減免が受けられないという状況も生まれます。この基準引き上げと雇用保険の関係で、受給期間は減免が受けられるが、雇用保険が切れてしまったら、再就職できない場合でも、減免の対象から外れてしまいます。これは滞納の原因ともなります。

また、もともと雇用保険を持っていない人も、派遣村では報告をされていますが、これらの人が減免を受けられるのは、所得急減の方法ですが、前年度所得の関係で対象者が限られてしまいます。

この点について改善が必要と考えられますが、ご答弁を求めます。

2点目は、国保加入者に対して、国保法第44条で制度化されている一部負担金減免について質問をまいります。

この制度は、本市でも2005年4月から制度化されました。しかし、残念ながらどこの自治体でも、この制度の活用が図られていない実態が報告をされています。本市でも、この制度を受けられたのは、やっつこの前の8月に1件あつただけであります。

ところで、厚生労働省は7月1日付で通知を出しました。医療機関の医療費の未収金問題に関して、生活困窮が原因である未収金は、一部負担金減免制度の適切な運用や医療機関、国保、生活保護の連携によるきめ細かな対応を求めています。

そこで、この制度に関連して3点質問します。

まず1点目には、こうした制度の存在を住民に周知することであり、まず国保のお知らせなどに掲載をすることや、窓口申請用紙を置き、気楽に申請できる雰囲気をつくること。医療機関の窓口ポスターを張り出して宣伝することなど、周知に取り組みられることを求めるものです。

2点目に、国保税や一部負担金減免が長期に続くものは、あわせて適切な福祉施策を講じる必要があるとして、生活保護等の相談が可能となるよう連携強化を図ることとしています。

また、生活保護が停止になった場合、国保加入の手続が必要となるので、必要な連携を行うこととしています。これは一部負担金減免が適用される状態の人たちが低所得者層であり、生活保護水準以下の生活を余儀なくされている人も少なくないということを明らかにしています。

このことを念頭に入れ、生活困窮者に対して丁寧な相談、指導をしていただくことを求めるものです。

3点目に、この一部負担金減免の財源は、すべて市の持ち出しになっております。この問題では日本共産党の小池 晃参議院議員が国会で、国の責任で減免制度の拡充を図るべきだと質問をしたのを受けて、厚生労働省は来年度から財源の半分程度を国が手当てできないか、検討を始めました。

現在、市の基準は生活保護基準の1.3倍以下となっており、国の財政支援を受ける機会に、さらに基準の引き上げができないか、検討を求めるものです。

2つ目の質問に入ります。

6月議会に続きまして、消防職員の増員について質問をします。

先日は静岡での地震がありました。1つの地震から東海地震、東南海・南海と、巨大地震を誘発していくことが考えられますので、地震への備えは怠りないようにしたいところがあります。

先日の防災訓練では、避難所訓練が加わり、避難所の耐震補強の大切さを感じ、本市では公共施設の耐震補強事業を優先的に取り組まれていることに理解をいたしますが、その反面、人件費削減をする余り、耐震補強はできたが、防災の先頭に立つ消防職員や行政職員が不足をすぎ、助かる者も助からなくなるおそれが大であります。

あの阪神・淡路大震災では、消防力基準が大きく注目されました。当時の神戸市の消防力基準の充足率は、消防ポンプ車 59%、消防職員 68%であり、大震災で消防自動車が少ない、人が足りない、水がないという状態でありました。

もちろん、あの震災ですから、100%であっても、それで十分な活動ができたということ

にはなりません。

ただ、基準が満たされていれば、被害の拡大を防ぎ、より多くの人命を助けられたことになるでしょう。

なお、ここで申し添えますが、消防力基準の数値というのは、必要最小限の基準として定められたものという認識を持っていただきたいと思います。

さて、本市の学校校舎の耐震補強が完了するのは、約3年後ですが、防災の先頭に立つ消防職員が一人前になるのも3年後であります。投資をするなら職員増強にも、今から投資をしていかなければならないと思います。

ところで6月議会で、南部出張所の職員は3人体制になることが多く、大火災に対処できないとして消防職員の増員を質問して以来、各地の消防体制を調査をさせていただきました。その中で、豊明市の消防職員体制が遅れているということを感じた次第であります。

愛知県下では、出張所が58カ所ありますが、その中で夜間3人体制になる出張所は4カ所。また3人から4人体制は、本市を含めて3カ所です。

その中で幾つかの出張所を訪ねてお話を聞きましたが、夜間3人体制になる出張所では、応援体制が万全に整うように地理的に恵まれたところにあり、心配はないということがありました。

また、豊明南部出張所と同じような条件にある他の出張所では、南地域に大火災が発生したときに、やはり「3人体制の対応ではとてもできない」と不安の言葉があり、「もう1人いれば安心できるのですが」ということを言われていました。

名古屋市では、出張所は5人体制を絶対堅持するとのことで、今年の1月に中川区の出張所で火災時に4人で出動したことが議会で大きな問題になりました。ですから、「3人では絶対に対処できない。3人とは信じられない」と、口をそろえるようにして言われました。だれに聞いても3人体制は危険を伴うということを強調されております。これを裏返しにすれば、市民にとってとても不幸なことではないでしょうか。

さて、話は変わりますが、市民が119番をすると、真っ先に対応してくれる通信指令室の職員、今や3人が常識となっているようです。住民の命を守る最前線の位置にある通信指令室は、市民からの通報があれば、いち早くミスのないように出動指示や任務に当たることが求められます。

そこで、これも各消防に指令室の職員数を尋ねましたら、本市では2人体制ですが、愛知県下の単独消防署で2人体制で通信指令室を切り回しているところは、豊明市と人口3万5,000人程度の蟹江町しかありませんでした。19カ所、これは聞きましたけれども、こういう体制であります。長久手町でも3人体制であります。

また、豊明市と規模や救急出動回数がほぼ同じところの愛西市では、4人体制をとっているということでもあります。

いずれにしろ、消防職員、出張所や通信指令室を見ても、職員は恒常的に不足をしていると思われ、こんな状況で住民の命や財産を守れるのでしょうか。

この点について、市長のお考えをお聞かせください。

3つ目の質問に入ります。新型インフルエンザ感染拡大に備えて質問をします。

新型インフルエンザが本格的な流行という新たな段階を迎え、刻々と変化し、状況が厳しくなっています。

ところで、今回の新型インフルエンザ問題は、日本の感染症対策や医療制度の問題点を浮き彫りにしてきました。水際でのウイルスの侵入を食い止める検疫官が、全国で358人と手薄であり、その上、国は赤字を口実として感染症の入院病床や一般病床を削減してきており、感染症対策に逆行してきたことであります。

そのため、新型インフルエンザ流行による重症患者への対応に支障が出るおそれが出てきました。これに対応できる医療体制の整備は緊急の課題となっております。

そこで、国の責任で感染症医療体制を緊急に整備するよう求めていくことが必要であると考えます。

それと同時に、地域の保健衛生のあり方にも問題があり、この機会に見直すことが必要と考えます。

1点目として、感染症に対する地域のとりでは保健所です。陽性反応が確認をされれば、陽性者の行動の状況を聞き取り、感染源を調査して、感染が広がらないように対策をとったり、濃厚接触者には健康観察をして予防する手だてをとるなど、保健所の果たす役割は重要です。

地域でのインフルエンザ対応では、市の保健センターで発熱の相談を今受け付けていますが、感染の心配のある人は保健所で相談し直さなければなりません。

ところがこの間、保健所は統廃合されて、瀬戸保健所豊明支所を分室化してしまいました。そのため感染症の専門官が配置をされておられないので、遠くにある瀬戸保健所に依頼せざるを得ない状況であります。

今後、本格的な流行の時期を迎えることになると、感染症対策の機能が果たせるか心配であります。近くできめ細かい対応ができるように、瀬戸保健所の分室をもとの支所に戻すよう、県に求めるべきと考えます。見解をお聞かせください。

2点目、インフルエンザにかからないように予防は大切であり、ワクチンの予防接種が有効ですが、ワクチンが増産に追いつかず不足するという状況の中で、高齢者に感染が広がれば重症化することになり、合併症のリスクも高まってきます。

インフルエンザの合併症で怖いものの一つに細菌性肺炎があり、肺炎の原因菌中で肺炎球菌の割合が高くなっています。そこで、合併症のリスクの高い人は、肺炎球菌ワクチンの接種が望まれます。

高齢者にとって1回だけの接種で済むわけですから、肺炎球菌ワクチン接種費用の助成制度を実施する自治体が増えてまいりました。近隣では日進市や長久手町ですが、本市でも助成制度をつくり、高齢者の支援を進めてはどうかと考えます。お答えください。

以上で壇上での質問を終わります。

No.59 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.60 ○総務部長(山本末富君)

住民税の減免制度につきまして、ご回答を申し上げます。

税は担税能力に基づき負担を求めるものでございますが、生活困窮者等の方に対しましては、市民税の減免制度としまして、生活保護法の規定による扶助を受けてみえる方などを対象に、条例規則で定められております。

昨年秋以降の経済不況による所得が急減した方に対応する制度の拡充のご質問をいただきましたが、本市の財政は大変厳しい状況であり、尾東近隣市の減免状況を比較した中で、各項目の所得制限や認定条件を見ても、総合的には本市は平均かと思われま

す。
また、平成 20 年度より申請期限が原則第 1 期の納期までから、各納期前の 7 日までとしまして、各納期、4 期にわたって減免制度が対応できるように申請期間の拡大を図ってまいりました。

また、減免制度を活用していただくために、減免規則を納付書に同封するなど周知を図っております。

本市の市税収入も、現在は大変厳しい状況でございますので、市民税の減免制度の拡充は、現在は考えておりません。

今後もこの制度のPRに力を入れ、該当する方は少しでも多く救済していきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で終わります。

No.61 ○議長(坂下勝保議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.62 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

生活困窮者に対する軽減策の 2 項目目、国保加入者に対する医療費の一部負担金の減免について、をお答えいたします。

国保の医療費一部負担金の減免につきましては、平成 17 年度より要綱によりまして災害や事業の休廃止、さらには失業等により支払いが困難な世帯主により随時相談を受け付け、実施をしております。

収入が生活保護基準の 1.15 倍以下であれば一部負担金免除、1.15 倍から 1.3 倍の間で

あれば2割から8割の減額をしています。

その他、保険料軽減、本市では6割、4割軽減ですが、4月より拡充をしました保険料減免、高額療養費受領委任払い、限度額適正認定証交付など、個々の状況に応じまして、個別に相談をさせていただきながら、きめ細かい対応を心がけているところでございます。

このたび、議員から3点のご質問があり、順次回答を申し上げます。

まず1点目、周知の徹底でございます。

一部負担金減免の実績は、議員も壇上でおっしゃったとおり、本年8月の1件のみでありました。他の制度と合わせて、さらなるPRに努めてまいりたいと考えております。

2点目、生活保護部局との連携のご質問でございます。

8月のケースでもそうでありましたが、減免は生活保護基準と一部負担金所要額により算定をいたしますので、当然生活保護担当部局や医療機関とも連携をとりながら進めてまいります。

平成16年4月の機構改革によりまして、生活保護部局社会福祉課と市民部所管の保険年金課が健康福祉部に統合されたということも合わせて、その実績でありますので、より連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

3点目、対象基準の拡大でございます。

現在の大変厳しい国保財政状況から生活保護基準の1.15倍、1.3倍を拡大する考えはございません。国が今年9月よりモデル事業を実施いたしまして、その結果を踏まえ、来年度一部負担金減免に対する財政支援を検討予定ということですので、今後の国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

続きまして質問の3項目目、新型インフルエンザの感染拡大に備えて、にご答弁を申し上げます。

2点ございますので、まず1点目。保健所の体制をもとに戻すよう県に要望すべきとの質問でございます。

本市を所管する保健所は瀬戸保健所でございます。本市にある分室で現在取り扱う業務は、医療費の公費負担等の各種申請、届け出の受付業務のみとなっております。

豊明市の保健所の経緯は、ご案内のように昭和50年に瀬戸保健所豊明支所が設置され、平成2年4月1日に昇格いたしまして豊明保健所になりました。

しかしながら、愛知県行政機関設置条例の一部改正により、平成9年4月に豊明保健所が再度、瀬戸保健所豊明支所になりました。さらに昨年4月から愛知県行政組織規則の一部改正により、現在の豊明分室という形になっております。

現在の愛知県政におきましては、現状を受け入れるしかない状況下ではありますが、議員のご発言のように、きめ細かなインフルエンザ対策を始め、各種感染症対策につきましては、豊明保健所として機能強化が図られるよう愛知県のほうに要望していきたいと考えております。

それから、2項目目の肺炎球菌のワクチンの接種に助成を、でございますが、肺炎球菌

につきましては、以前にもご質問をいただきましたが、高齢者の肺炎予防には有効とされております。

特に、慢性心疾患、慢性呼吸器疾患、糖尿病など、基礎疾患を有する方々には重症化を予防するために、大変効果があると聞いております。

しかしながら、接種は1回とされており、2回接種は重大な副作用を及ぼすとも言われております。

現在、肺炎球菌の予防接種は任意接種という位置づけになっておりまして、義務的であります定期予防接種ではございません。

したがいまして、今のところは助成制度を導入する考えはございません。

終わります。

No.63 ○議長(坂下勝保議員)

宮田企画部長。

No.64 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、2点目の消防職員の増員についての質問にお答えしていきたいと思っております。

厳しい財政状況の中、これからの職員管理に当たっては、スリムで効率的な行政を目指し、従来の発想から脱却し、新たな視点に立った効率的、効果的な行政運営を行うことができるよう取り組んでいかなければなりません。

集中改革プラン等により、本市の職員数は平成27年度には491名体制を目指しております。このような状況の中にあつて、今年度の全職員の定員管理計画は、集中改革プランよりも前倒しをしまして進めてきております。

しかしながら、消防職員の採用につきましては、市民の安心・安全に配慮し、極力、消防職の計画数値を維持して、職員配置に今後も努めていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.65 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.66 ○22番(前山美恵子議員)

では、1点目から再質問をさせていただきます。

住民税の減免なんですけれども、私のところにも相談に来た人が、もうそろそろ雇用保険が切れるんですね。各納期限までに申請をすれば受けられるというふうに改善をされた

ものですから、たまたま7月には間に合わなかったのですが、8月に減免が受けられたのですが、9月で雇用保険がもう切れる。

実は、去年の12月に解雇されておりまして、12月の末にお給料をもらったときに、そのところには、お給料の中から5月までの5カ月分の住民税が、1カ月1万600円なんですけれども、5万3,000円をさっ引かれておりまして、最後の12月のお給料は3万そこそこしかなかったというふうで、大変衝撃だったんですが、この人は12月末で解雇されたものですから、本来なら1月、2月、3月、4月、5月、これは住民税減免がはまるんですけれども、これが会社のほうで天引きというふうで受けられなくて、さらに今回、1回きりで、もうそろそろ雇用保険が切れる。

今現在、失業手当を1カ月14万円ぐらい受けているんですけれども、家賃を払って、それからハローワークに通ったりしていると、それでも大変生活費が不足しがちな中で、これから雇用保険が切れていくわけですね。

そういうときに住民税の減免がきかなくて、住民税も追い打ちをかけるように払えというふうになってくるというのが、大変酷ではないかということで、今回、この質問をしているのですが、財政が厳しいと言っても、こういう人たちが生活できるかどうかのぎりぎりに来ているわけです。

市が、すべてこの人の生活を支えるというわけにはいかないけれども、やはり収入がなくなったら、税は払えないわけですから、応能負担の原則で言えば。

ですから雇用保険が切れても、再就職できなかった場合に、これは減免が受けられるような制度をつくるべきではないかということ、今回お願いしているわけです。

財政が厳しいということはおよくわかっておりますが、一例として、近隣の尾東地域ではほとんど同じようなんですが、豊田市のたまたま減免のところでは、雇用保険の受給期間が満了した後でも、同じ状態にある者については、減免の対象にするというふうで、これは1項目入っているんですが、こういうことを1つは考えられないかなということと、もう一つは、神戸市の減免条例では、この人の雇用保険が切れてしまったら、もう一つの方法として、当年度、今年度、所得が急減しているわけですから、所得急減のこういう減免制度が普通だったら受けられるのですが、ここの所得急減の減免制度の前年の所得が物すごく厳しいんです。150万円ということで、この人は受けられないんです。

ですから、こういう方法をもう少し形を変えて、神戸市は段階別に幾つかつくってありまして、140万円から230万円まではゼロにしよう。230万円から、ちょっと違ったかな。まあ230万円から400万円ぐらいまでは10分の3ぐらいを減免しようというふうな段階がつくってあるんですね。

本市はちょっと粗い、この減免制度なものですから、こういう人たちを減免できるような減免制度を考えていただくことはできないかなと思ひまして、質問をしました。

もう一度、ご回答をお願いします。

No.67 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.68 ○総務部長(山本末富君)

豊田市のほうの例はちょっと把握しておりませんでしたけれども、神戸市のほうは把握しております。

神戸市のほうは、簡単に申し上げますと広く浅くというような減免の方法。うちのほうは狭く厚くと言いますか、本当に生活にお困りの方を厚く減免で救うと、こういうような考え方でもって減免がされております。

それで、先ほどちょっとお話がありました神戸市のほうは、例えば雇用保険で申し上げますと、本市は200万円以下ですと全額減免。ただ神戸市のほうは全額減免は140万円以下で、140万円を超えて230万円以下ですと2分の1。それからそれ以上、230万円から400万円の方は3割しか減免しないというような格好でありますので、それぞれ特徴があって、こういうふうにしているのかなというふうに思いますけれども、本当に苦しい方をターゲットに、そこに厚く減免しているのが本市の特徴でございます。

ですから、今のところすぐに、こういったように間口を広げるという考えは持っておりません。

以上で答弁を終わります。

No.69 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.70 ○22番(前山美恵子議員)

神戸市の基準はあれなんですけれども、3段階にこうやって救済策を設けているということは、参考にできるのじゃないかなと思いますが、同じ状態が変化しないわけですから、税金が払えない状態なのですから、その点については豊田市なんかちょっと参考にできるかなというふうに思いますので、「すぐにはできない」と言っても、研究ぐらいはしていただきたいと思えますし、それからもう一つ、天引きをされてしまった分について、会社のほうで天引きされて、会社のほうから市のほうに納めるわけですから、本人が知らないうちに解雇されていても、その分前倒しで取られてしまったという、こういうケースがないようにしていかなければいけないんですね。

条例では、一応会社のほうが前もって5月分まで徴収できるというふうに、条例ではなっているものですから、そういう今のケースの人を救済する方法を考えていただけたらという

ふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

余り長くお話ししないでくださいね。

No.71 ○議長(坂下勝保議員)

山本総務部長。

No.72 ○総務部長(山本末富君)

天引きのほうは、条例とか規則、そういったルールに沿った中でまとめてお支払いというのが、どちらかというルールに沿ったほうでございますので、それを改正するということとは考えておりません。

ただ、先ほど申し上げた豊田のほうは、まだ詳細を知らなかったものですから、そちらのほうは今後研究していきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

No.73 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.74 ○22番(前山美恵子議員)

では、前向きに検討というか、研究をしていただきたいと思います。

それから、国保のほうの一部負担金ですが、2年たっても1件しか、やっと私が連れて行って、生活保護を受けなかったものですから、お連れして、ちょっと受けさせたんですけども、ほとんどこれは知らないし、国保のお知らせの中でもこういうことは書いてないんです。

住民税の減免については詳しく書いてあるものですから、かなりの方が減免を受けられるのですが、この一部負担金減免はほとんど受けていच्छらないというか、知らないというか、それで厚労省が出した通知では、ここのところ、医者にかからずに亡くなる方も増えてきたし、それと医療機関に大量に未収金が発生しているということから、こういう制度があるから活用をしろということで、通知が出されていると思うんです。

愛知県はまだ余り積極的にやってないんですが、ほかの県ですと、一番よく知られているのは、医療機関がその患者さんの状況を知っていて、ちっとも医療費を払わないというところから、「こういう制度があるよ」ということでお知らせをすとか、それから医療機関のところにポスターを張り出して、「こういう方は申し出てください」とか、それから申請のお手伝いをする医療機関があったりとか、そういうふうで医療機関に周知をとということも、一つ

の方法だということで、これを厚生労働省もそのことを見越して通知を出したのではないかなと思うんです。

こういう周知の方法で、もう少し申請書を窓口置くなど、それからもう一つは、医者に行って払えないという人だけではなくて、今問題なのは3割負担で大変高いものですから、お金がかかるから、医者に行きたいけれども行けないという人が随分発生しているものですから、そういう人たちもこの負担金減免があるよということを知って、医者に出向くようにできるようにするには、こういう制度をお知らせすることが必要じゃないかということを行っているわけですので、そんな周知の仕方はいかがでしょうか、検討できますか。

No.75 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.76 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

周知につきましては、今後広報、さらに市の公式ホームページ、医療機関窓口等々を含めまして検討してまいりたいと思います。

終わります。

No.77 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.78 ○22番(前山美恵子議員)

周知をしてくださるということを検討してくださるのであれなんです、実はうちの基準で言いますと、生活保護の基準の1.15とか、それから1.3とかなんですが、自分がその対象になるかどうかという、自分の収入が生活保護の1.3ぐらいに当たるのかどうかというのがわからないんですね。

こういう人たちが、本当に生活に困って医者にかかれない人は、ちゃんと申し出てくださいねというような呼びかけというような、そういうことが必要かと思うんです。

私も6月に質問したときに、就学援助なんかでも、自分の家庭がそれに該当するかどうかというのわからないので、例えばひとり家庭だと幾らとか、年金生活者だと幾らとか、そんな事例を載せて周知する方法を考えていただけないでしょうか。

No.79 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.80 ○健康福祉部長(濱島義和君)

各所得層のモデル例を挙げまして、よりわかりやすい周知方法を考えてみたいと思っております。

終わります。

No.81 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.82 ○22番(前山美恵子議員)

周知の方法では、大分お考えをさせていただけるようで、これで随分受けられる方が増えるのではないかなと思います。ありがとうございます。

それから、生活保護と連携をとりながらと。これは大体基準として受けられると、3カ月ぐらい単位で医療費の免除をするふうになっておりますけれども、これが長期に続く場合は、やはり生活保護と連携をとって、生活保護をお勧めをすとか、それから生活保護が切れた人については、こういう医療費が払えないぐらい困窮している人たちですので、このところでも連携をとって一部負担金減免があるということ、受けられるというのを、積極的に勧めていただくことができるようにしていただきたいと思っております。

それから豊明市の一部負担金減免の、まあ厚生労働省は今、モデル事業として該当基準をちょっと出しているのですけれども、この基準については、本市のほうが厚労省のモデル基準よりは随分いいものですから、余り厚労省の基準を真似てもらおうと困るのですけれども、これは例えば事業の休廃止、それから失業、それから災害に遭ったとき、こういう人には一部負担金減免を受けられるということですが、恒常的にもう生活が生活保護基準程度、今の年金が随分貧困なものですから、貧困でも生活保護基準より以下でないと生活保護は受けられないんですが、ちょっとでも上回っていれば、今の年金者なんかは生活保護は受けられません。

ですけれども、介護保険料とか健康保険料とか、いろいろ払ったら、生活保護の家庭よりもレベルが下がってしまう。その人は生活保護は受けられないのです。

こういう恒常的なこういう生活困窮者については、この一部負担金減免が、ちゃんと受けられるようにならないかなというふうに思うんですが、事例として挙げますので、ちょっと検討していただきたい。

東大阪市は、公的年金受給者により主生計を維持する世帯で、総所得が基準以下の世

帯については、これは受けられるというふうになっているんです。だから、豊明市の減免の基準の第3項に、これに準ずる事情があったとき、一部負担金減免が受けられるというふうになっておりますので、恒常的な生活困窮者、生活保護基準レベルの人が受けられるように検討をしていただけないかなと思います。

No.83 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.84 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

議員がおっしゃっていることは、介護保険も含めましてそのとおりだと思います。

いわゆるそうしたグレーゾーンと申しますか、そうしたすれすれの部分が非常に多ございます。

今回、民主党のマニフェストを読みますと、最低年金基準が7万円ということも書いてございます。それから今回、財政支援が来年度から2分の1、国庫補助が今回の減免措置に対して入るとも厚生労働省は言っております。そうした部分がありますので、いろんな角度、いろんな方面から勉強したいなと思っております。

と言いますのも、議員も国保運協の副会長というお立場で、十分わかってみえると思いますが、国保財政の状況は何ら好転いたしておりません。いわゆる非常に火の車状態があります。そうした部分がありますので、総合的にいろんな角度から検討したいというふうに考えております。

終わります。

No.85 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.86 ○22番(前山美恵子議員)

これも国の構造改革によって困窮者がどんどん増えてきているものですから、こういう救済策がやはり必要だろうということで、ですから厚労省も2分の1の補てんの方向を示されたのだと思います。

今後、総合的に検討もしていただける方向にあるようですので、また次の機会にしたいと思いますが、2分の1補てんをされることによって、制度の拡充というか、これも東大阪なんですが、本市では2年でやっと1件しか受給できなかったのですが、これは08年

度だけで東大阪市は約 4,600 人受けていらっしゃるのです。

財政負担は 1 億 5,000 万円と、これはすごいなというふうに思うんですけども、やはりこれで今の公的年金受給者でも生活保護基準レベルのような人たちも救済をするということと、それから周知の方法としてはわかりやすい、ひとり世帯は所得は 125 万円以下とか、そういうふうでわかりやすいものですから、受けられる人が多いんだと思います。

ですから、こういう方法も考えていただけたらというふうに思うんです。

国が2分の1以下ですので、国の動向を見るといっても、ほとんど2分の1補てんの方向で動いておりますので、それと今の例えば生活困窮者、生活保護基準ぎりぎりの人、いろいろ保険料を払ったら生活保護基準以下になるような、そういう人についての救済策を、こういう財源に充ててやれるということも考えていただけないかなというふうに思います。

その答弁と一緒に、ちょっとインフルエンザのほうなんですけれども、今、国保財政が大変ということで、医療費がどんどん上がるということで、肺炎球菌なんですけど、うちの父親がちょうど肺炎になりまして、40 日間入院しましたら 100 万円かかりました。ですから、保険からの出費は 90 万円なんです。

もう肺炎球菌ワクチンをずうっと前からやっていたところは、小さい町なんですけれども、医療費がダントツに増えて、高齢者の肺炎が多くて、入院患者が物すごく多かったものですから、肺炎球菌ワクチンを助成するようにしたら、トップだったのが 818 位に下がったということとか、それから、これもある町なんですけど、医療費が 2,600 万円減って、助成費にかかった費用は 160 万円だったということです。

日進市が今やっておりますが、2年目に入って、やっと2年ですけども、この間、500 人の方が受けられまして、かかった費用は 150 万円です。1年にして 75 万円。まだ医療費がどれだけ減ったかという検証はちょっとしてないということなんですけど、こういうことを考えると、やはり正面から財政のことを言うのではなくて、裏から考えてみると、結果的に減るということは十分あり得るものですから、このことについて研究はしていただけるのでしょうか。

No.87 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.88 ○健康福祉部長(濱島義和君)

肺炎球菌の予防接種を公費補助で行っている自治体は、私の調査では全国で 122 自治体ございます。

地元の医師会では、この種の予防接種を実施している医療機関はございませんが、藤田保健衛生大学病院で実施をしているということは、議員もご承知のことと思います。

9月1日現在で、現在の新型インフルエンザの死亡者が8名おみえになります。そのうち

肺炎で亡くなった方がお二人、そういったデータからすれば、この予防接種は必要があるかもしれません。

ただ先日、私もちょっとテレビを見ておりましたら、肺炎球菌予防接種の特集がありまして、それを興味深く見ておりました。そのときに高齢者の方がインタビューで答えられた、「公費負担にかかわらず、せつかくある命を大事にしたい」という、そういうインタビューもございました。

確かに、数字的に見れば、もう肺炎球菌を接種すれば肺炎にかからない。いわゆる医療費が下がる、そういった部分もデータが出ているようでございます。現在のところは、肺炎球菌予防接種を新規に起こすということまでには至っておりません。

終わります。

No.89 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.90 ○22番(前山美恵子議員)

一部負担金減免のほうのもう一回拡充について、国がそういう方向なので、検討する余地はあるのかどうか、ちょっと教えてくださいね。

さて、難問の消防職員の増員なんですけれども、今回、質問に挙げましたのは、やはり市長の考え方も大きな影響を与えるのではないかとということで質問に挙げたんですけれども、来年の採用に、まだ9月議会でも間に合うということで取り上げをさせていただきました。

6月議会と今回と壇上で申し上げましたように、出張所の3人体制というのが、大変危険なものであるということは、ご承知していただけたと思いますが、いかがでしょうか。

No.91 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.92 ○市長(相羽英勝君)

消防職員の件のご質問ですけれども、前山議員のほうからよその市町との比較の数字がありました。市町の数字よりも豊明は少ないということですが、それだけ職員が本当に頑張ってくれているのだなということで、日ごろ消防署のほうの意識改革とか能力開発とか、そういうものもしっかりやっていただくと同時に、また地元の消防団の方にもいろいろ

なご協力をいただいていると、そういう相乗効果があると思います。

それともう一つは、豊明市の救急だとか火事、あるいは救助の状況は、19年と比較しますと、約84件減少しているわけでございます。

これは市民の方のご努力だとか、あるいはいろいろな意味での啓蒙活動だとかいうようなことも含めて、そういうことが実現できていると思います。

現在のところ、昨年の数字を私がちょっと申し上げますと、21年は、今年ですね、定年退職が7名出たのです。その中で新規採用を1名しかしませんでした。ですけれども、そういう中で消防長の退職は一般事務職から補充をしております。そして、消防署の防災安全課に出向した人も戻しておりますし、また再任用等々をやりますと、1名減少になりました。この部分については、22年度の採用予定は今4名を考えております。

一般職員あるいは消防職員も含めてでございますけれども、市民の皆さんやいろんなところからのいろんな意見、これは職員の削減ということは結構強い要望がございます。そういう中でも安心・安全、人の命を預かるということですから、できるだけそういう中でも優先順位を高めて取り組んでいきたいと、こういうふうに思っております。

いずれにしても、職員が少数で最大の効果を上げて、そして市民の安全・安心を確保していくということについては、従来どおりの考え方で取り組んでまいりたいと、こういうように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

No.93 ○議長(坂下勝保議員)

濱瀧健康福祉部長。

No.94 ○健康福祉部長(濱瀧義和君)

答弁漏れ、大変失礼をいたしました。

前段のご答弁ですけれども、今回、PR部分について研究し、さらにしっかりやっていきたいと思っております。

その結果、そういった方の数字をつかみ、国の補助金を含めまして、低所得者対策といたしまして、総合的にいろいろな角度から検討してまいりたいと、このように考えております。

終わります。

No.95 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願ひます。

前山美恵子議員。

No.96 ○22番(前山美恵子議員)

消防職員なんです、頑張ってくれている、本当に少ない人数でぎりぎりのところ、すれすれのところを頑張っているというところなんですけれども、先ほどの質問で救急出動のダブルが422件、トリプルが52件、フォースが7件というふうで、もう救急車が走り回っている状態のときに、例えば指令室なんかは、今最近心肺機能停止の場合は、救急車が到着するまで、口頭指示をずうっと出し続けたいいけないんです。そうすると、1人占領されるわけです。ここのところに、またほかの出動要請があったとき、もう1人しかいないわけです。

ですから、「2人でよく頑張ってくれている」と言っても、これ以上のものについては放置しておくしか、緊急に必要なものを選んでやるしかないものですから、ほかのところから「指令室が2人で、ようこれが間に合ったね」というふうに言われているんです。ですから、これは人が足りない。「よう頑張っている」と言っても、放置されるのは市民のほうなんです。

それからこの前、ちょっと消防長からお話を聞いたんですが、たまたま保健衛生大からの医者からの帰りに、ご夫婦の方が何か気分が悪くなって呼吸困難になった方がいらっしゃって、ああそうだ、あそこに南部出張所があるから、あそこに行こうと言って、そのまま行かれた。そしたら心肺機能停止で、やっていただいて、救急で搬送して一命をとりとめたという話を聞いたんですが、よくいらっしゃったなという、よくいらっしゃったなというのは、私もたびたび訪れるのですけれども、救急出動で全部閉まっているときがよくあるんです。

これは3人しかいないものですから、4人いて、出動しても1人残っていれば、いつでもこういう受け入れ体制ができるのですけれども、これが今の状態で全部出ていたら、この人は助かりませんよ。こういうことがあるから、幾ら頑張ると言っても、少数精鋭でやると言っても、これは足りないんです。

これが響くのが、やっぱり市民のほうに響くからということで、やはりそのところで出張所には常に4人は絶対におれるように、それから通信でもちゃんと3人はおれるように、救急のいちばん前線ですので、ここのところをちゃんと厚くしないといけないというふうに思うんです。

ちょっと時間が迫ってくるものですから、来年、消防長を含めて4人退職なんですけれども、前の消防組織法で言いましたら、消防長の次の方は、この基準にはまるのは行政職しかなかったんですけれども、これが改正されたということで、現在の消防署のほうから消防長になれる人も出てくると、4人そのまま出ていってしまうわけですので、来年4人採用で、1人は余分だよと言われたんですけれども、足らなくなるということになりますよね。

そうしますと、その1人はちゃんと補充をしていただけるのでしょうか。

それから、新たに今の体制、今年入られた方でもちゃんと間に合うようになるには3年後ぐらいですので、3年間は今の体制でいかななくてはいけないんですが、こういう心もとない状況ではいけないので、一つの方法として、総務課のほうにある庶務係のところは、一般職でもできる仕事があると思うんです。

今、あそこにキャリアを持った人たちが3人か4人いらっしゃるんですけども、現場職に回っていただくために、行政職の人を1人、2人やって、こういう配置をする方法ができるのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

No.97 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

石川副市長。

No.98 ○副市長(石川源一君)

今おっしゃいましたように政令の改正がございまして、消防長職資格が緩和されましたということで、来年度につきましては、消防長職につく職員が複数になりましたので、これは人事異動で当然考えてまいりますし、おっしゃいましたように事務職を派遣する、そういったことにつきましても、人事異動とあわせて検討したいと思っております。

No.99 ○議長(坂下勝保議員)

残り時間 30 秒ですので、簡潔にお願いします。

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.100 ○22番(前山美恵子議員)

消防職員に限らず、今職員の削減をしているんですけども、やがて来る巨大地震に対応するのに、いちばん先頭に立つのはやはり行政職の方ですし、消防職員の方なものですから、幾らコストコストと言っても、これはお金の問題ではなくて、一般の仕事は「忙しいから、ちょっとお待ちくださいね」というふうになりますが、…。

No.101 ○議長(坂下勝保議員)

質問時間が済みましたので、…。

No.102 ○22番(前山美恵子議員)

これは違いますので、このことをよく考えていただきたいと思います。

No.103 ○議長(坂下勝保議員)

終わりにいたします。

これにて、22番 前山美恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時15分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時10分休憩

午後1時15分再開

No.104 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 杉浦光男議員、登壇にてお願いいたします。

No.105 ○6番(杉浦光男議員)

それでは、質問させていただきます。

大きく、健全な行財政運営の対策についてということです。

昨今の経済状況により、平成21年度の税収見込みは、予算ベースで昨年度と比べると3億3,000万円余の減となっています。厳しい経済状況が続いています。

総務省が発表した本年7月の完全失業率は5.7%だそうです。また、市における生活保護世帯の増加や、一般個人消費の落ち込みなど、状況の厳しさは深化さえしていると考えます。

このような中で、本年度5カ月が過ぎ、税収の見込みもその内容が明らかになってきていると思われます。

そこで、第1に本年度の税収の見込みについて伺います。

20年度の財政健全化判断比率について、この意義は、地方分権の推進において、住民、議会によるチェック機能を発揮し、地方公共団体の財政比率の強化を図ることであると思ひます。

方法は、4つの財政指標を算定の上、公表していくという手段をとっています。議会は報告を受けます。そのことは、財政の健全化に一定の責任を負うと考えなくてはなりません。もちろん議会選出の監査委員は、議会議員の単なるポストではありません。

昨日、本会議場で健全化判断比率についての報告を受けましたが、再度伺います。

第4次総合計画の基本理念である「協働で創るしあわせ社会」の実現を図るには、どのような視点から切り込んだらよいでしょうか。当たり前のことを述べます。

協働では、行政と市民は両輪に例えることができます。行政と市民が役割を認識し、行動することだと思ひます。

行政も市民も意識改革が求められます。意識こそ協働の核心だと私は考えています。意識を育てながら形をつくっていく施策について、一、二例を出して伺いたいと思ひます。

次に、大きく単元を変えます。

環境教育の推進について伺います。

エネルギーや環境の問題は極めて重要な問題ですが、ややもすると危機感に欠けていると思われます。新学習指導要領では、これまでの学習を一步進めて、社会科や理科に位置づけられています。

そこで、新学習指導要領を踏まえたエネルギー教育についてお尋ねします。

政府は、平成21年度の補正予算に教育環境の整備を推進するスクール・ニューディール構想を盛り込みました。学校のエコ化、ICT等の促進を柱としております。

豊明市は、ICT環境の充実を進めていこうとしています。デジタルテレビは実物投影機と組み合わせ、わかりやすい授業の構築、パソコンは校務の情報化を実現できます。

きょうの質問では、環境を考慮した学校施設太陽光発電の導入を求めるものです。

太陽光発電はCO2対策、省エネ効果の可視化等、生きた環境教材としての意義も大きく、その導入は学校施設整備の最重要課題の一つになってまいりました。当局の考えを伺います。

次、単元を変えます。

緊急地震速報の対応について。

近年、毎年のように大きな地震が発生し、被害が起きています。この21世紀は日本各地で地震が多発する時代であり、地球環境温暖化の進行により、気象災害が激化する時代でもあると言われています。こうした災害への備えを強化することは、緊急の課題であります。

地震について、緊急時の対応として、気象庁は震度5弱以上の揺れが予想される場合、揺れる前にその情報を流す緊急地震速報を始めています。

緊急地震速報は、テレビやラジオで受信できるようになっています。緊急地震速報を受信し、速報を生かせる取り組みについて伺いたいと思います。

最後に、ドクターヘリの学校グラウンドへの着陸についてお尋ねします。

4月の日曜日、沓掛小のグラウンドにドクターヘリが着陸したと、地域住民の間に何事だろうという声があったと聞いています。

そこで、ドクターヘリの存在と運行の仕組み等について、教えていただけたらありがたいと思います。

壇上からの質問を終わります。

No.106 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.107 ○総務部長(山本末富君)

健全な行財政運営対策につきまして、本年度の税収見通しと20年度の健全化判断比率

の2点につきましてご答弁を申し上げます。

21年度の一般会計当初予算は、景気の後退による市税の大幅な減額や、地方消費税交付金、自動車取得税交付金などの減額により、厳しい予算となりました。

当初予算の市税につきましては、個人市民税が約46億円、法人市民税が約5億円の計51億円、固定資産税が約39億円など、総額で約100億8,000万円、前年度比約3億3,000万円減の歳入予算を計上いたしました。

本年度も5カ月が経過しましたが、平成20年度の後半に起きたアメリカの金融危機に端を発する世界的な景気後退の影響を受け、個人市民税や法人市民税は大変厳しい状況下にあります。

特に法人市民税につきましては、当初予算を下回ることが予測され、注目をしております。

なお、21年度の市税減額の影響を受け、基準財政需要額が基準財政収入額を超えることとなり、約7,400万円の普通交付税が交付されることとなりました。

平成19年度と20年度につきましては不交付団体でありましたが、平成21年度に交付団体になったことは、市税の落ち込みなどによる財政状況の悪化が要因であり、21年度は前年度よりさらに厳しい状況であると痛感しております。

2点目の20年度の健全化判断比率でございますけれども、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年の6月に交付され、20年4月から一部施行、21年の4月から本格実施されました。

健全化法では、財政破綻を未然に防ぐために、イエローカードである早期健全化と、レッドカードであります財政再生の2段階の過程が盛り込まれました。

これにより、一気に破綻まで追い込まれるのではなく、破綻する前に再建に向けた対策を講じるよう、健全化基準が規定されており、その基準を超えることがないよう、財政の健全化が求められております。

健全化法では、財政健全化判断比率である4つの比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率を算定し、その基礎数値等を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会へ報告するとともに、公表することが義務づけられました。

このことにより、平成19年度決算から議会へ報告し、市民の皆様へは広報、ホームページ等で公表をいたしております。

平成20年度における本市の財政健全化判断比率は、全体を見ますと、前年度より若干ではありますが、一部改善をされております。

主な要因は、借金でありますところの市債残高が前年度比約7億円減少したことによるものでございます。

初めに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ですけれども、一般会計及び特別会計の平成20年度決算は赤字のものではなく、すべて黒字決算でございますので、健全段階であると言えます。

次に、実質公債費比率ですが、借金であります市債の償還は毎年確実に行っておりますので、若干ではありますが、改善をされております。

次に、将来負担比率ですが、基金は大幅に減少しましたが、それを上回る市債残高が減少したこと。また、土地開発公社が所有している土地の買い戻しを行ったことによる債務負担額の減少などにより、若干ではありますが、こちらのほうも改善されております。

また、公営企業における資金不足比率につきましても、下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計ともに黒字決算でありますので、資金不足は生じておりません。

以上のとおり、本市の財政健全化判断比率につきましては、すべて早期健全化基準を下回っており、健全と言えますけれども、この健全化判断比率は平成 20 年度決算における単年度の比率であること。また、基金残高は将来負担比率のみに算定されていること。さらに、土地などの売却可能資産が財政健全化判断比率には算定されていないこと等を考慮すると、早期健全化基準を下回っていることで安心するのではなく、健全財政を維持するため、財政健全化判断比率のほか、基金、市債、資産、今後の歳入、歳出など、全体を総合的に勘案し、堅実な財政運営を目指してまいります。

以上で答弁を終わります。

No.108 ○議長(坂下勝保議員)

宮田企画部長。

No.109 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、3番目の行財政運営にかかわる市民協働の視点については、今実施しています「アイデア五輪」を例にして、市民協働についての考えをお答えしていきたいと思いません。

市では、行財政改革の一環として、今年9月1日から10月30日までの2カ月間に「豊明市行財政改革アイデア五輪」を実施しております。

これは、第4次総合計画の基本理念である「協働で創るしあわせ社会」の実現を目指して、市民の皆さんの理解と協力によって行財政改革を進めています。

行財政改革には、市民からの視点や行動も欠くことができません。このため、市では、財政健全化の方策だけではなく、市政全般にわたる改革についても、広く市民の皆様から意見募集をするものであります。

このことは、市民協働の視点からも意義のあるものであると考えております。

以上で終わります。

No.110 ○議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

No.111 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部のほうからは2項目についてご質問をいただきました。

まず、1項目目の環境教育の推進については、2点ご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目、新学習指導要領を踏まえたエネルギー教育についてであります。

小中学校におきましては、エネルギーやエネルギー環境問題にかかわる諸活動を通じまして、環境問題に関する理解を深めるとともに、課題意識を醸成し、その解決に向けて適切に判断し、行動できる資質や能力を養うことを目標に、エネルギー教育に取り組んでおります。

具体的には、社会の授業では、小学校3、4年生で電気、ガス、水の大切な働きと、それを供給する設備、施設の概要を、施設見学や出前授業を活用しながら、具体的に学習します。

また、ごみの種類や処理方法の学習、それから清掃工場の見学をしていきます。

そして、小学校5、6年生では、農業や工業、運輸に関する学習において、石油を中心に資源の有限性、エネルギー消費による環境問題について学習します。

また、環境に配慮した生産活動や環境に関する行政の取り組みの学習を通じて、エネルギー環境に配慮した生活について考えさせます。

さらに、中学校では、小学校で学習したエネルギー環境に関する理解を深め、エネルギー環境問題の背景や解決の方向について考察させ、理解させます。

次に、理科の授業では、小学校3、4年生で、太陽熱を利用した温水器や調理器、ソーラーパネル電池等を使った実験や観察を通して、太陽光や熱エネルギーの利用について、体験的に学習します。

また、自然界における水の循環についても学習します。

そして、小学校5、6年生では、生物と環境についての学習を中心に、環境保全の大切さを理解するとともに、物の燃え方に関連して、二酸化炭素が地球温暖化の原因の一つであることを学習し、新エネルギーの活用や省エネルギー、省資源の必要について考えさせます。

また、電気について、つくる、ためる、上手に使うということを、観察、実験を通して体感しながら学習をいたします。

さらに中学校では、小学校で学習した内容を深め、エネルギーを科学的に見たり、考えたりする能力を身につけるとともに、地球システムを学習し、環境問題や資源問題を科学的に考える資質を養います。

環境教育の推進についての2点目、スクール・ニューディール構想に基づく太陽光発電の推進につきましてお答えをいたします。

太陽光発電のパネルの設置につきましては、地球温暖化防止やCO2の削減に効果が

あり、また電気代の削減ができるという経済的効率性もあります。

さらには、自然エネルギーの活用は、児童生徒の環境学習としても、その効果が期待されております。

太陽光発電につきましては、本市においては学校施設の耐震化、耐震補強工事がまだ完了しておりませんので、校舎等の屋上に新たな荷重負担増となる太陽光発電パネルの設置につきましては、耐震強度面のほか、財政面での課題もありますので、現時点では、児童生徒の安全を守るための早期の施設耐震化完了を最優先したいと考えております。

しかしながら、今後は、国の施策の動向等を注視しながら、調査研究を進めていきたいというふうに考えております。

それから、変わりました2項目目になりますが、緊急時の対応についての中から、緊急地震速報の対応について、学校関連についてお答えをさせていただきます。

小中学校におきましては、東海地震などの大規模災害が発生した場合に備えて、非常時に起こる危機への対応や避難の仕方について、マニュアルをもとに、児童生徒が安全に行動できる指導及び訓練を実施しております。

具体的には、小学校では毎年度4回以上、中学校では2回以上の避難訓練を実施し、避難経路の確認をするとともに、警報及び緊急放送がかかったら、先生の話をよく聞いて、避難場所に移動するときには「お・は・し・も」を合言葉に、「押さない」、「走らない」、「しゃべらない」、「戻らない」というルールを守ることができるように訓練しております。

特に学校で地震が起きた場合は、一つに、教室では机の下にもぐって、机の足を持って頭を守る。一つは、廊下では近くの教室に入り、机の下にもぐり、窓ガラスから離れる。

さらにもう一つは、校庭では建物から離れ、広い場所に移動するなど、瞬間的に自分の命を自分で守るための第一次避難の仕方を、避難訓練や学級指導で繰り返し指導し、練習させております。

緊急地震速報が発表された場合におきましても、同様に対応していきたいと思っております。

さらに、小学校では、非常災害時に児童を確実に保護者に引き渡すことができるよう、すべての児童の引き渡しカードを作成し、引き渡し訓練についても実施しています。

安全管理面では、備品の落下や転倒による被害や、避難経路の遮断を防ぐために、教室や廊下に設置してあるテレビやロッカーなどの備品や設備は、壁や床に固定しております。

特に防災無線、緊急警報装置、放送機器や防災倉庫の備品につきましては、定期的に点検することはもとより、教職員がいつでも使えるよう、消防署や防災安全課の協力を得まして、定期的に活用訓練をしております。

以上で終わります。

No.112 ○議長(坂下勝保議員)

平野市民部長。

No.113 ○市民部長(平野 隆君)

市民部のほうからは、緊急時の対応の中の緊急地震速報への対応について、主に機器の設置状況等を中心にご答弁をさせていただきます。

東海地震速報の機器は、現在市役所の庁舎と、それから消防本部の2カ所に設置してございます。

市役所庁舎には、緊急地震速報のための機器が放送設備に接続されております。したがって、開庁時に緊急地震速報を受信した場合には、市民や職員に速報を知らせます。「何秒後に強い揺れがきます」ということで放送が入るようになってございます。

機器の性能といたしましては、壇上で議員が申されましたように、地震が来るまでの猶予時間、何秒後、あるいはどのくらいの揺れという予測震度を知らせるという機能がありますので、室内にいた場合は外への避難、猶予時間が十分なときにはそういった対応がとれますし、また猶予時間が少ないときには、室内での安全確保がとれるということで、死に至るようなこと、あるいは家具転倒防止から身を守るということの対応ができるという利点がございます。

また、消防本部に設置してありますのは、ケーブルテレビのネットワークを利用した緊急地震速報であります。

専用の受信端末は消防署の通信室に配備されておりまして、子機が消防本部の総務課と事務室に設置してございます。

いずれも本格的な運用は去年の5月から設置ということで、今は端末携帯とかいろいろなところでも利用ができるようになっていきますので、一般家庭にも普及されているという認識をいたしております。

終わります。

No.114 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.115 ○健康福祉部長(濱島義和君)

緊急地震速報の対応についてのうち、保育園の対応についてご答弁申し上げます。

保育園の園独自で危機管理マニュアルを作成いたしまして、避難訓練計画を定め、毎月地震か火災の避難訓練、どちらかを実施しております。

特に地震に関しましては、内容と時間を変えまして、常に地震を想定した避難訓練を行い、地震に備えております。

例えば保育室での保育中には、机の下に入る。園庭での自由遊び中でしたら、グラウン

ド、園庭のセンターに集合させる。お昼寝中でございましたら、布団をかける。そして、事務室では窓を開ける等々、内容と時間を変えまして、毎月地震の避難訓練を実施しております。

終わります。

No.116 ○議長(坂下勝保議員)

山崎消防長。

No.117 ○消防長(山崎 力君)

ドクターヘリの学校グラウンドの着陸についてということで答弁をさせていただきます。

ドクターヘリは、重症の救急患者が発生した場合に、いかに早く適切な処置、あるいは治療を施すかが、患者の救命や予後の改善に大きく影響いたします。

欧米諸国では、既に 1970 年代から活用されております。

日本におきましては、厚生労働省のドクターヘリ事業といたしまして、平成 13 年より開始されまして、現在までに 16 道府県及び 1 都、東京でございますが、これは東京は独自の運用をしているところでございます。

愛知県におきましても、ドクターヘリの導入は、専門医による適切な処置、治療と救命救急センター等への短時間搬送という点で、僻地医療対策のみならず、救急医療対策における重症患者の救命率の向上、あるいは予後の改善が期待でき、災害時においても効果を期待できるとして、平成 14 年から事業を開始しております。

消防機関が 119 番通報、または救急現場で医師による早期治療を要すると判断した場合に、基地病院である愛知医科大学付属病院のドクターヘリ運行センターにドクターヘリの要請をしますと、救急現場に運行してくるという仕組みでございます。

先日、ドクターヘリが沓掛小学校のグラウンドへ着陸しましたのは、これは他の市町の要請でございましたが、搬送先が藤田保健衛生大学病院であったために沓掛小学校に着陸をしました。そこで、我が消防の救急隊が病院まで搬送をしたものでございます。

学校のグラウンドへの着陸に関しましては、県の健康福祉部より、ドクターヘリ事業の緊急時の運行といたしまして、各市町の教育委員会に協力依頼が流れているものでございます。

これは以前より、各学校関係にはご理解をいただいているわけですが、今後におきましても、生命にかかわることでございますので、さらなるご協力を願うものでございます。

終わります。

No.118 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.119 ○6番(杉浦光男議員)

再質問もしたいわけですが、原稿をその上に1枚置き忘れたんじゃないかなと思います
が、ありませんか。

取りに行ってもよろしいですか。

申しわけありません。ありがとうございました。

財政の問題からいきます。

平成 21 年度の市税につきましては、非常に厳しい状況であるということを認識しましたが、平成 22 年度の市税の見通しはいかがなものでしょうか、わかる範囲でお答えください。

No.120 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.121 ○総務部長(山本末富君)

22 年度の市税の見込みでございますけれども、個人市民税につきましては、前年の所得により課税されますので、21 年度の収入減が大きく影響いたします。

法人市民税につきましても、景気が大きく好転するとは考えられませんので、同様に来年度も減額傾向かというふうに思います。

それから、固定資産税につきましては、前年とおおむね同様くらいかというふうに思います。

以上、総合的に市税全体を見てみますと、個人市民税のほうが大きく落ち込む見込みがありますので、全体では約4億円くらい、今の段階では減収を予測しております。

以上で終わります。

No.122 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.123 ○6番(杉浦光男議員)

もちろん市税減額になれば、当然、普通交付税の交付団体ということで、普通交付税の

交付も考えられますが、その点はいかがでしょうか。

No.124 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.125 ○総務部長(山本末富君)

市税のほうが大きく減額するということは、当然、交付税のほうにも大きく影響を受けますので、交付税のほうは逆に、本年度よりも来年度は増額になると見込んでおります。

今の場合、税収のほうもはっきりしませんので、交付税のほうは1億円を超えるのではないかというふうに見込んでおります。

以上でございます。

No.126 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.127 ○6番(杉浦光男議員)

健全化判断比率のほうにいきたいと思いますが、数字の上では健全な財政運営が行われた、私もそのように思っております。

以前、2年くらい前は「豊明市は夕張市と同じだよ」というようなことも耳にしたり、自分もややその言を信じるという面がありましたけれども、数字で見る限りは、きちんと健全な財政というか、あるいは貧しいけれども、きちっとやっているよというふうに数字的には読めるように思います。

そのことを総務部長も強調されたわけですが、もう少しどのように分析をしたかという、その分析の内容をもう少し述べていただけるとよりはっきりすると思いますが、お願いします。

No.128 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.129 ○総務部長(山本末富君)

平成20年度の財政健全化判断比率につきましては、すべて早期健全化基準を下回って

おり、20年度決算を見ると財政的には健全財政と言えますけれども、ただ問題なのは、去年も盛んに申し上げましたけれども、基金が毎年減少して枯渇状態にあります。

現在の基金、財調は本年度の予算で3億7,000万円の取り崩しが認められており、その後でいきますと7,000万円しかございません。全体でも一般会計で1億円という厳しい状況にあります。

こういったことは、非常に体力面で体力がなくなってきたということが言えるかと思えます。

それから、借金でありますところの市債残高は、こちらのほうは確実に減少しております、プライマリーバランスの黒字を堅持しているところは健全財政と言えると思えます。

総合的に見ますと、やはり基金が少ないといったようなところから、予測不可能な経済状況の悪化など、急激な歳入の減少、あるいは災害が起きたようなときとか、そういった不測の事態が起きた場合の財政的な余裕がない、そういった面では非常に危機的な部分もあります。

以上で終わります。

No.130 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.131 ○6番(杉浦光男議員)

基金がないということで、判断比率の数字的にはいいけれども、基金がない、体力的にやや問題があるよと。

そういうことですので、例えば今ぱっとインフルエンザがはやってきましたよね。豊明市民の70%くらいがインフルエンザにかかって、みな医者に通った。重病人も出てきて、かなりの医療費がかさんだというような場合は、国保のほうに一般会計から補充するというようなこと、そういう状況も考えられますよね、考えられませんか。

No.132 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.133 ○総務部長(山本末富君)

毎年、一般会計から国保会計のほうには繰り出しをしておりますけれども、例えば新型のインフルエンザが今後どの程度発生して、そういった医療費が伸びるかわかりませんけ

れども、そういった場合、大きく伸びれば、緊急的に補正対応で一般会計からさらに国保会計のほうに繰り出さないといけないというような事態も起きるかとは思いますが。

以上です。

No.134 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.135 ○6番(杉浦光男議員)

そうすると、やはり一般会計のほうの現金が少なくなるということは、例えば実質赤字比率だったら、数字的に現在よりも、本年度よりも悪くなるというようなことは、これは予測の範囲ですから、予測というか、想像の範囲かもしれませんが、そういうことも考えられていくわけですね。

ですから、総務部長がお答えの中でも総括しておられましたけれども、数字的には芳しい状況でいっているけれども、体力の問題だとか、基金という問題を中心に体力の問題等考えると、非常にやはり厳しいし、それなりのしっかりとした行財政運営をしていかなきゃいけないというふうに私自身としてはまとめさせていただきます。

だから、この数字を見て安心するとか、そういう問題ではなくて、この数字を見ることによって、より心して行財政運営に取り組んでいくというふうに考えていただきたいと思えます。

次に移ります。

再質問ですので、今度は市民協働の問題で少しお聞きしていきたいというふうに思います。

協働というのは非常にいい、本当に当を得た、的を得たというか、とてもいい言葉であり、なおかつこれは非常に難解な内容を含んだ問題だというふうに考えております。

私はもう少し広義に考えて、市民が生き生きと、事業従事者が自分の仕事を生き生きとするとか、いろいろなNPO法人もありますので、NPO法人がそれなりの目的を持って活躍するというようなことも、要するに豊明市民の力、これは民力ですね。市長がよく言われるときの民間の力というか、民力です。

だから、そういう民力が生き生きと活動できるというようなことは、一つは広い意味での協働のあらわれだというふうに私は思います。

そこで、ちょっとこれはこじつけの面もあるかもしれませんが、私は前々からそういうふうに思っているんですが、要するに都市計画だとか産業振興にかかわるわけですが、空いている農地もたくさんあります。あるいは土地改良ですばらしい農地もたくさんあります。やはりそういうところを考えたときに、その土地利用というようなものをどういうふうに考

えていったらいいかと、私この質問も何回もさせていただいておりますが、もう一度答えていただきたいと思います。

No.136 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.137 ○経済建設部長(三冶金行君)

現在、市では、一般市民にも農業を親しんでいただくように、市民菜園、こちらのほうをしております。

また、農協でも貸し農園ということで提供させていただいております。

さらに本年度より、お話がございましたように、NPO法人により市民菜園を提供させていただいております。

また、農業経営の効率化を上げ、力強い農業生産体制を確立するために、市内農業の担い手を10人程度結集いたしまして、来年には新たに農業生産法人を立ち上げる、このように計画をしております。

申されるように、本市のように大都市の近郊では、今後の農業、農地利用に関しては、市民の協力は欠かせません。

市民協働という観点を念頭に置きつつ、農業行政に努めてまいりたいと考えております。

終わります。

No.138 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.139 ○6番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

農業生産法人について、来年立ち上げるという話も今お聞きしましたので、お答えもいただきましたので、もう少しちょっと詳しく、農業生産法人はどのようなものがあるかということ。固有名詞まで挙げるといろいろな問題があるかもしれませんので、普通名詞というか、私の質問に沿って理解していただいて答えていただきたいと思います。

農業生産法人にはどんなものがあるか。

No.140 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

No.141 ○経済建設部長(三冶金行君)

豊明市には現在2カ所の農業生産法人がございます。

沓掛町のほうに花壇苗の栽培施設、これを提供して新規参入者の門戸を広げる事業、このようなことの生産法人がございます。

それから、まだ本格的には稼働しておりませんが、ブラジルの方が設立をしております農業生産法人についても、本格生産を目指して今進めているところでございます。

先にお答えさせていただいているように、水田作につきましては、来年に設立予定の農業生産法人ということがございまして、能力的には市内水田の大部分を耕作できるような力を備えることができるというように考えております。

終わります。

No.142 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.143 ○6番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

今お答えいただいたことを私なりに評価して、次の質問へ移らせていただきます。

豊明市のように大きな企業のない地方自治体、公共団体にとっては、やはり行財政の財源は、私は人、豊明市というこの美しい郷土もありますけれども、ここの市役所で働く職員の皆さん、行政マンの方、それから私たち豊明市民、やはりその人が中心になる。

そこでいきますと、私がここで問題提起しましたように、協働ということは物すごく重要なウエートを持つてくるのではないかと。

豊明市であるがために、より協働の精神というか、協働の中身が問われ、またそれによって価値が高まるというふうに考えますので、よろしくご指導をいただきたいというふうに思っています。

それで、次はエネルギーのほうにいきますが、いろいろ細かく各学年の取り組みを発表していただきました。

私はもともとが教員ですので、そういう内容はよくわかりますが、ほかの議員の方々にはわ

からなくても、よくわかったかもしれません。

このエネルギーに取り組む際に、学校現場でどのような点に配慮しているか、もう一つ先ほどのにつけ加えてお答えを願いたい。

No.144 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.145 ○教育部長(竹原寿美雄君)

エネルギー教育に取り組む際の配慮をする事項はということでご質問をいただきました。

現在、各学校におきましては、それぞれ創意工夫を生かしながら、全体として調和のとれた指導計画を作成しております。

具体的には、各学年相互間の関連を図りまして、系統的、発展的な指導ができるようにしています。

例えば小学校3年生社会では、身近な地域でのごみのリサイクルについて調べ、学習をしたら、続いて4年生では、清掃工場を見学し、どのように処理されているかを学習します。さらには、5、6年生では、日本や世界での省エネルギー問題について学習するなど、一つの領域や課題について1学年だけで扱うのではなく、発達段階に配慮しながら、理解を深めさせたり、内容を発展させたりしております。

以上です。

No.146 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.147 ○6番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

今お答えいただいたように、一過性ではだめですので、1年、2年、3年、4年、5年、6年、中学3年までの系統性がある初めて定着しますし、そこで初めて将来の環境問題を考えて生活する立派な子どもができると思いますので、よろしく願いいたします。

それから、先ほど、太陽光発電については力強いお言葉をいただきました。

耐震化があるので、財政的な問題があるので、私もかなりこれは難しい、大変だとは思いますが、これは時代の要請。

それから民主党政権になりますと、数値目標は民主党のほうが高いですので、きっと国

庫補助の問題もかなり登場してくると思います。

だから、やっていただく。耐震化が終わったら最優先ということは、私もここに最優先と書いて二重丸を打ちましたので、もうこれはいつまでもとっておきますので、よろしく願いいたします。最優先です。よろしく願いいたします。

それから、その次の再質問です。先ほど緊急地震速報でお答えいただきましたが、消防署の取り組みはCCNetを使って放送設備にすぐいく。地震が起きてから数秒、10秒、20秒、30秒の問題ですから、私がここで問題提起しているのは緊急地震速報ですから、放送設備にぱっといく、もうそれですぐ対応できますよね。

先ほど学校や保育園の件についてお答えいただいたのは、もう本当に学校や保育園も一生懸命にやっております。本当にそのとおりでございます。いろいろな避難訓練等、一生懸命にやっておりますが、10秒、20秒というこの単位の問題にどうやって対応するかという点については、学校やなんかではどうなんでしょうか。

そういう機器の問題とか、そういう点でお答えできますか、よろしく願いします。

No.148 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.149 ○教育部長(竹原寿美雄君)

ケーブルテレビのネットワークを利用した緊急地震速報というのは、地震発生時につきましては、適切で安全な対応ができるというふうに考えております。

ということでありますので、今後、学校の現場においても、この緊急地震速報が取り入れられるような方向で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

No.150 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.151 ○6番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

とにかくお金がかかる問題ですので大変だと思っておりますが、本当に安価でできるものでしたらすぐにでもやっていただきたいし、もう金がたくさんかかるよという問題でしたら、豊明市の財政のことを考えながら、忘れることなく、女性のハンドバックのようにいつも手の横

に置いていただいて、頑張ってお手伝いしていただきたいと思います。

それから、最後にドクターヘリですが、簡単なことを聞いて申しわけありません。

例えばドクターヘリを要請しようという場合は、だれが要請するんですか。私個人で緊急時に要請できますか。

No.152 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山崎消防長。

No.153 ○消防長(山崎 力君)

これは、先ほどもご答弁申し上げましたように、我々消防機関が、そういった生命の危機だとか、重症患者で医師の出動が必要だというときに、消防機関のほうから要請をいたしますので、個人の要請はできません。

終わります。

No.154 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.155 ○6番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。

きょうの質問は、財政、環境、災害等について、この大きな現代的なテーマについて質問させていただきましたが、私の勉強不足で十分私の真意が伝わらなかったかもしれませんが、当局におかれましては、そういうことをいつも考えていただいて、豊明市民の幸せのためにご活躍していただけることをお願い申し上げて、私の質問はこれですべて終わります。

No.156 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、6番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時5分休憩

午後2時15分再開

No.157 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番 松山廣見議員、登壇にてお願いいたします。

No.158 ○13番(松山廣見議員)

皆様こんにちは。

議長のお許しがありましたので、通告に従い順次質問をさせていただきます。

お昼の2番目ということで、皆様方、大変お疲れの時間帯であろうかと思いますが、市長並びに理事者の皆様には何とぞ、明確かつ前向きなご答弁のほどをよろしく願います。

それでは、まず1番目、地球温暖化防止への取り組みについての質問をさせていただきます。

今年の長梅雨は、北九州、中国地方を始め、局地的な大雨による被害が全国各地で相次いで発生しましたが、この豪雨は地球温暖化による気象状況や、また偏西風の異常で冷たい風が上空に吹き込みやすくなっているのが、原因とも言われております。

また、日本各地でも健康への影響、また氷河の融解による海水面の上昇、農作物や動植物への影響による食糧不足の危機など、今世紀最大の環境問題とも言われている地球温暖化が、我々人類や動植物を含めた生態系に及ぼす影響は、まことにはかり知れない深刻な問題です。

では、地球温暖化を食いとめるにはどのような工夫をすればよいのか、我々市民一人ひとりができること、また行政がやるべきこととお互いに協力して取り組まなければならないことなど、さまざまな観点から考察し、具体的に手を打たなければならないときが来ていることは明白であります。

そこで1、私たち一人ひとりが環境について学び、考え、そして行動することは、地球温暖化を食いとめるための最初の第一歩であると思っております。

そして、私たち市民一人ひとりが身近な生活現場で実践できる具体的な市民活動計画を確立し、実践していくことは、時代の要請であり、そのための行政による施策とリーダーシップが必要であると感じるものですが、今後の対応についてお伺いします。

2、市役所内におきまして、日常の行政事務などを行う中で、市民の皆さんに対して模範となるような環境に配慮した取り組みを率先して行い、その取り組みに対する効果を公表することは、市民の各家庭や、また事業所等の環境に配慮した取り組みの参考にもなり、地球温暖化防止の啓発としても有効なのではないかと感じるものです。

現在、豊明市役所内では、豊明市環境保全率先実行計画「とよあけエコアクションプラン」を策定し、基本計画に基づくエコアクションプランの実践として、冷暖房の設定温度管理や照明などの適正管理、また低公害車の計画的導入などに取り組まれていることは、大変高く評価できるものでありますが、これまでの取り組みに対する効果をしっかりと検証

し、今後のさらなる取り組みに発展させることが大切であると思いますので、現時点での総括と今後の目標についてお伺いします。

3については、同僚の一色議員の昨年的一般質問と重複していますので、その後の取り組み効果をお伺いします。

4、今年第1回定例会の質問で、毛受議員が地球にやさしい緑のカーテンについて一般質問しました。同僚の村山議員も、私も、早い時期から壁面緑化と屋上緑化を一般質問で提案していたことを思い出します。

今では、大都市においては主流になっています。毛受議員の質問に私も賛同し、市政クラブの協力を得て当局が動き、庁舎南側に試験的にオーシャンブルーというアサガオの緑のカーテンを設置しました。

友人の協力を得て、苗の準備から植栽、そして当局の2階までの網の準備には時間がかかり、5月末に完成しましたが、6月24日付の中日新聞に、日進市、尾張旭市と比較され、「成長遅いアサガオ」と報じられました。今では緑のカーテンとして一番効果のあるカーテンに成長しました。担当係の皆さんのご苦勞に感謝します。

夏の暑い日に葉っぱの間を通り抜けてくる涼しい風が、天然のエアコンのような効果があり、9月になり、さらに効果を発揮すると期待します。

そこで、お伺いします。

①職員の反応はいかがでしょうか。

②来年度は、まず庁舎南側と一部東側に面積を広げることを要望します。

前向きな答弁をお願いします。

最後に、生活保護における就労支援についてお伺いします。

昨年秋からの100年に一度と言われる経済不況により、さまざまな社会的変動が生じています。中でも雇用情勢においては、真っ先に派遣社員が解雇され、その多くが収入を失うとともに、居どころまで追われています。

国による労働者雇用対策はいろいろなされていますが、いずれも核心に至らず、これら多くの人たちは再就職先が見つからず、働ける年齢にありながら、行き着くところは生活保護の申請となり、こうした高齢者でもなく、傷病者でもない、就労が可能な年齢者が生活保護を受けるといった異常事態になっており、各自治体では対応に追われているところだと思います。

先日、テレビ番組の特集で、一度生活保護を受け、長い間、仕事につけないと、就労意欲がなくなり、次に仕事をするのは非常に困難になってしまうという報道がありました。就労意欲がなくなる前に、再就職することが最も重要なことと思います。

本市においても多間に漏れず、こうした申請が多く来ていると聞いております。やむを得ず保護を受給するに至っても、的確な就労指導をすることによって、生活保護から抜け出してもらう必要があると考えます。

体の病気等で治療を余儀なくされている人や、高齢により働けなくなった人は別として、

働かざる者は食うべからずであります。権利として生活保護を受けて、義務として実行していくためにも、就労意欲を喚起し、支援するスタッフが必要であると考えます。

また、このことは市の財政にとっても、国の労働者雇用対策からも有意義であると考えます。

現在、本市におけるケースワークの状況は、1人のケースワーカーが約80件のケースを担当しているとのことであり、これでは就労指導が必要なケースに対して、十分な指導ができないのではないかと思います。

そこで、本市においても、就労活動を専門的に支援するスタッフを置いて、一日も早く仕事につけるような支援体制をとる必要があると考え、次の項目について市の見解をお伺いします。

- ①現在の生活保護の状況は。
- ②十分な就労指導はできているのか。
- ③就労による経済的自立への支援のためのスタッフを置く考えはありませんか。

以上で壇上での質問を終わります。

No.159 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.160 ○市民部長(平野 隆君)

では、市民部のほうからは地球温暖化防止対策についての1項目目と2項目目についてご答弁させていただきます。

まず地球温暖化防止、1項目目の取り組みと今後の対応ということでありますけれども、この地球温暖化防止については、私たち一人ひとりがいかに考え、どのように行動、実践していくかというのが、とても重要なことと思っております。

議員の申されるとおりと思っております。何ら異存はございません。そのとおりであります。

そこで、市におきましては、市民の皆様が情報を入手する選択肢として、ホームページの充実を図ってきたところであります。

例えば、新着情報には「CO2ライトダウンキャンペーン」でありますとか、「温暖化防止月間」等々の迅速に伝達が必要な事項を掲載しておりますとともに、さらには「みんなでエコアクション」のサブタイトルを設け、環境家計簿や楽しくエコライフ等々のアイデアを掲載している「我が家の環境大臣」であるとか、「あいちエコチャレンジ21」とかいった、まあ外部サイトとの連携を図った情報提供を行ってきております。

まだ小さな取り組みではありますがありますが、今年度より「今月のエコチャレンジ」と称しまして、省エネ川柳を毎月掲載し、ちょっと違う角度の視点から呼びかけ等も行っているところ

ろでございます。

また、市の主な事業としましては、生ごみの堆肥化によりますところの二酸化炭素排出量も抑制する有機循環推進事業、廃食油をBDFにしてパッカー車の燃料とする軽油の使用抑制等々を行っておりますし、昨年4月からはスーパー8事業所、14店舗、さらにはドラッグストア4事業所、6店舗も加えまして、レジ袋の有料化に取り組んだところでございます。今年6月30日現在では、923万枚のレジ袋を削減したというふうに把握してございます。

なおかつ、ドラム缶に換算しますと844本、CO₂排出量では553トン、CO₂の削減となっております。

今後でございますけれども、今後ともホームページ等を情報の発信源として十分活用させていただきます、よりきめ細かく、タイミングよく掲載をするように心がけていきたいと考えておりますし、また太陽光発電などの自然エネルギーの活用、導入といいますか、緑のカーテン等を含めた壁面緑化などの推進についても、十分検討をしていく必要があるというふうに考えております。

2項目目のエコアクションプランのご質問です。

ご承知のように、「とよあけエコアクションプラン」につきましては、当初、平成13年度から17年度の5年計画で計画されておりましたけれども、計画期間の終了に伴いまして、今は18から22年度までの5年間の新たな計画期間として策定しております。

ただ、目標は基準年度が平成11年度の温室効果ガス排出量の7%減という目標を立てておりますけれども、現在、総括ということでありますけれども、20年度のデータ整理ができておりますので、中間的な総括となりますけれども、お答えをいたしたいと思っております。

基準年度である11年度と比較しますと、平成20年度の温室効果ガスの排出量は4.4%増加しております。

しかし、前年度でありますところの19年度と比較しますと、3.2%の減となっております、17年度をピークとしますと、ここ3年ほどは少しずつではありますが、減少に転じているという状況でございます。

この原因としましては、暖冬など自然条件等々もありますけれども、それ以外に考えられる主なものとして、若干例を挙げさせていただきますと、1つ目としては、各施設とも半期ごとの削減目標を立てて検証を行うことでの省エネ意識が根づいてきたこと。

そして2つ目として、本庁舎における使用電力把握のための装置「エコプロ21」の導入により、使用量の抑制になっていること。

それから、先ほどもありましたけれども、BDFの導入による軽油使用量の減少。

それから、冷暖房の温度設定。

廊下、ホールの間引き点灯。

昼休み、終業時の一斉消灯の実施等が、主なものでございます。

今後とも、職員一人ひとりが地球温暖化防止を念頭におきまして行動、実践することで、

温室効果ガス排出量の減少に努めることとありますとか、各施設の設備等の改修工事等にあわせました省エネ製品の導入、こういうことが今後必要であると、そういうふうを考えております。

終わります。

No.161 ○議長(坂下勝保議員)

竹原教育部長。

No.162 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、地球温暖化防止対策についての中から、小中学校での取り組みについてお答えをさせていただきます。

先ほど、杉浦議員にご答弁を申し上げました、社会科や理科以外の授業の部分についてお答えをさせていただきます。

まず、節電、節水の実践の場としての取り組みにつきましては、日常的に学級に照明を消灯する当番を決め、教室を出るときには消灯しております。

手洗い、うがいの際には、「鉛筆1本分の太さで水道を使いましょう」と呼びかけるなどの取り組みをしています。

今後は、先進地の取り組みと成果を各小中学校に周知するなど、本市においても大きな成果が上げられるように努めてまいりたいと考えております。

緑のカーテンの事業につきましては、その普及を図るために、年度当初に県の環境部のほうで大気環境課地球温暖化対策室が発行しております「緑のカーテンガイドブック」というのがございますが、これを愛知県ホームページからダウンロードできることを、各小中学校に周知をさせていただきました。

また、かわりまして省資源の取り組みとしましては、毎年度、市内全校の小学校4年生が東部知多クリーンセンターを見学し、ごみの種類や処理方法の学習をしております。

その成果として、どの学校でも児童生徒が空き缶やペットボトル等の回収を積極的に行っております。

その他では、家庭では買い物、調理、食事、後片づけなどの場面での省エネルギー、省資源の工夫、自然を生かす住まい方のよさや工夫など、衣食住における実践についても体験的に学習をしております。

以上で終わります。

No.163 ○議長(坂下勝保議員)

山本総務部長。

No.164 ○総務部長(山本末富君)

地球温暖化防止対策についての壁面緑化の総務部所管の部分につきまして、ご答弁を申し上げます。

職員の反応はいかがかというところですが、市役所庁舎の緑のカーテン試験的設置につきまして、いろいろご指導及びご尽力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

おかげで設置面の1階、2階の窓をオーシャンブルーのアサガオの葉や花で覆い尽くすことができました。

この緑のカーテンの設置につきましては、職員の反応は大変良好でございます。

例えば、目に緑の色がやさしい。直射日光が差さなくなり、ブラインドを開けていられる。それから西日も緩和される。9月以降の日差しが和らぐ季節でも、奥まで差し込むのを防止できることが期待できるなどでございます。

また反面、短所としましては、少し暗くなる。電灯の点灯が必要であるというようなことぐらいであります。

それから、来年度以降、南側以外に東側にも広げることのご要望でございますけれども、今回はオーシャンブルーのアサガオを植え込む時期及び施肥など未経験なこともあり、成長に気をもむこともございました。

また、壁面への網の設置の仕方だとか、安全、簡単な脱着方法にまだ改良の必要があると思われまので、もう少し研究を続けた上で、今後の判断はしていきたいというふうに考えております。

以上で終わります。

No.165 ○議長(坂下勝保議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.166 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

松山議員の2項目目、生活保護における就労支援についてをお答え申し上げます。

昨年暮れからのアメリカを発生源といたします世界的な経済不況の中で、全国でも生活保護を受けている世帯数が、今年4月の時点の調査でございますが、初めて120万世帯、人数といたしまして166万人を突破し、過去最高を更新しております。

本市におきましても、ある日突然会社を解雇され、その日から収入がなく、蓄えも、また親族からの援助もない方々が生活の保護の相談、申請におみえになります。

そこで、生活保護における就労支援ということで3点、ご質問をいただきましたものから、お答えを申し上げます。

まず1点目、現在の生活保護の状況はでございます。

現在の生活保護の状況といたしましては、4月から7月までの4カ月間における生活困

窮者の相談件数は、全体で 36 件ございまして、そのうち 20 件が保護開始となりました。

このうち、派遣切り等で失業した稼働年齢にある世帯からの相談が 24 件ございまして、9 件が保護開始となっております。

7 月末現在での生活保護世帯数は、本市の場合、154 世帯、220 人であります。このうち、稼働年齢にあり、かつ稼働能力のある人で就労できない人が 24 人になっております。

2 番目の十分な就労指導はできているかとの問いでございます。

この方々への就労指導が十分にできているかということですが、当福祉事務所で実践をしております自立支援プログラムで、平成 17 年度から始めました福祉事務所とハローワークとの連携によります生活保護受給者就労支援活用プログラムに、現在 3 名の方を選考いたしまして、就労活動支援に取り組んでいるところでございます。

他の方々には、通常のケースワークの中で就労支援を行っているところですが、各ケースワーカーが担当している世帯数が約 80 世帯ございます。なかなか的確かつ確実な就労指導に至らない現状でございます。

3 項目目、就職による経済的自立への支援のためのスタッフを置く考えは、でございます。

稼働年齢にある人が保護開始した後に就労意欲が低下しないよう短期間で職につき、自立していただかなければなりません。

ハローワークとの連携によります支援事業においては、就労に至った確率が高く、これは継続したハローワーク職員が支援した成果かと思われま。

現在、通常のケースワークにおきましては、個々の就労支援に十分な時間をかけることは困難な状況であります。

したがいまして、就労支援を継続的かつ専門的に行い、経済的自立により要保護状態から多くの方々が脱却できるように、来年度、就労支援員の設置を考えていきたいと、このように考えているところでございます。

終わります。

No.167 ○議長(坂下勝保議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.168 ○13番(松山廣見議員)

全般的なご答弁、ありがとうございました。

まず、地球温暖化防止対策の 2 番目ですけれども、その前に、スーパーのレジ袋の有料化、これは近隣の他市町に先駆けて豊明市が一番最初に取り組んだということで、その点

は大変評価していきたいと思っております。

そこで、2番目のとよあけエコアクションプラン、これはホームページに載っているわけですが、第1章、基本的事項の中で、この2番目の計画の基本的な考えという中に、具体的な取り組みのマニュアル化を図り、その円滑な実施に努めるという項目と、毎年取り組み状況を把握し、市民への取り組み状況を公表するとともに、目標を含め必要に応じて計画の見直しを行い、継続的な改善に努めるとありますが、今までどのように実行されているのか、お伺いしたいと思います。

No.169 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

平野市民部長。

No.170 ○市民部長(平野 隆君)

エコアクションプランの計画の項目の中で今言われました、具体的な取り組みのマニュアル化とその円滑な推進についてのご質問です。

今、取り組みとしては、電気及び都市ガスの使用量の削減ということを、重点項目事項として進めさせていただいております。

具体的に申し上げますと、各施設の管理者、長は、半期ごとに削減目標と具体的な取り組みについての計画書を環境課のほうへ提出します。

その半期が終了した時点において、先ほど言いました電気、ガス、ガソリンも含めました、そういった使用量を報告することで、計画と実際の使用量についての検証をし、著しい目標等との増減が生じたときにあっては、理由を確認した上でヒアリングをいたします。

そういう状況をとよあけエコアクションプラン推進本部会議のほうに議題として提案をし、そこでの議論を経まして、また各課、各施設の長に知らせるとともに、その内容についてイントラにも掲載し、職員にも知らせているという状況でございます。

こういった計画を立てて、それを実行して、それを検証し、次の計画に生かすというサイクルでもって検証を行っているというところでございます。

そして、プランの中にあります毎年の取り組み状況と公表等々についてのご質問につきましては、先ほど言いましたように毎年度、上半期、下半期に分けての取り組み状況について把握を行っておりますけれども、市民への公表については、今ホームページに出しているのが、17年度までの公表かと思っておりますので、ちょっとこれについては早急に、未実施の部分がありますので、公表の方向で進めていきたいと、そういうふうに思っております。

また、目標等の見直しについては今、基準年が平成11年度ということになっておりますけれども、そこらも考え合わせまして、いずれか変えないといかん。いずれかというのは、今の計画が22年度までですので、現在のプランの最終年までの22年までは、現在の方針でいきたいということで、今度見直す際には、基準年次も視野に入れた見直しが必要か

なというふうに考えております。

それから、総括でも言いました主な22年度の取り組み内容は、まあ公表の一助とする項目につきましては、先ほど総括でしたところの項目を中心に精査をして、最終的に削減したCO2量を公表していくということを考えております。

今後とも、職員等については周知を図っていきますし、ちょっと参考までに申し上げますが、21年度の新規採用職員についても、このエコアクションプランの意義を研修したところでございます。

終わります。

No.171 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.172 ○13番(松山廣見議員)

豊明市のエコアクションプラン、これについては本当に私も勉強不足で、今回質問することによって、市役所内で大変に努力され、いろいろと取り組みをされていることに気づきました。今後、私たちもしっかりそれに呼応して、家庭内においても、地域においても取り組みをしていきたいと、そのように思います。

それと、3点目の学校の件ですけれども、これについてはいろいろと、昨年的一般質問のときの答弁から取り組みをなされてきていますし、そして先ほどの杉浦議員への回答等も合わせて、本当に学校教育においてはしっかりやったださっているということで、理解ができました。

これで、再質問はありません。

あと、4点目の緑のカーテンについてですけれども、教育長にお伺いしたいと思います。

教育長室は東側と南側に窓があり、大変良好な部屋と見受けられますが、冬は暖房効果抜群、夏はさらに暖房効果と、極端に執務に不自由を来していることと拝察いたします。

今年、南側に緑のカーテンの設置で、感想をお伺いしたいと思います。

No.173 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

後藤教育長。

No.174 ○教育長(後藤 学君)

先ほど、総務部長のほうから、緑のカーテンで見た目に涼しく、そして実際に体感温度も

低くなっていいというような回答をしていただきましたけれども、私も実は以前にこの庁舎の南側の部署に数年間いたことがありますけれども、夏になりますと、本当にガラス越しに熱がじわっと伝わってきて、大変暑かったです。それに比べると、今のところは夏であることを忘れさせるような快適な環境で、ありがたいと思っております。

それと、この夏は快適でしたけれども、実は南側のほうというのは、9月、10月になると、太陽が南へだんだん傾いていきますね。そうすると直射日光が入って、本当に暑いですが、多分あのアサガオの葉っぱが遮ってくれて、この9月、10月も快適な環境で仕事をさせていただけるんじゃないかなというふうに思っております。

実験でも本格実施でも結構ですので、来年もぜひやっていただきたいと思っております。以上です。

No.175 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

松山廣見議員。

No.176 ○13番(松山廣見議員)

ありがとうございました。

教育長の部屋は今度、朝も早くから日が差して、8時半、9時ごろには、もう大変体感温度が高くなってくると思いますので、ぜひ東側も、ほかの都市計画課ですか、そちらのほうにもできるような態勢をとっていただきたいなと、そのように思っております。

これは名前がオーシャンブルーという、ちょっとしゃれた名前ですけども、私も昔、そういう名前を聞いたことがあったんですけども、いろいろとアサガオにも種類がいっぱいあるようで、そしてこれは種からとるアサガオではなくて、接ぎ木するという種類ということです。

それで今、来年に向けてどのくらいできるのかはわかりませんが、既に接ぎ木を鉢にしておかないと間に合わないというような、そういう状況にあって、私の友人が十数鉢、もう既につくっています。

私も選挙があった関係で、いろいろと準備ができなかったんですけども、選挙が終わって、また議会ということもあり、その友人に聞いたら、鉢に接ぎ木するのはもう遅いよと、そういうことも言われました。

きょう一般質問が終わりまして、明日も一般質問がありますけれども、その後、ちょっと鉢の一部、新しい苗をつくっていきいたいなと、そういうふうに思います。

今の時期になると、根が張っていかないというような状況にあるらしくて、私も今回初めて取り組みをさせてもらったんですけども、いろいろと係の方には気を遣っていただいて、あそこまでになりました。

ぜひ、あの姿をまた中日新聞に載せてもらって、こんな立派に成長して、今後しっかり緑のカーテンとして効果があるということを実証していければと、そんなようなふうに思っております。

それから、最後の生活保護における就労支援についての再質問ですけれども、いろいろと市のほうにもたくさん、今回の不況の中で生活保護を受けなければならなくなった方がいて、そういう方に市のほうも大変取り組みをしてくださっているし、そしてまた、生活保護の担当の方も厳しい、そういう生活者を目の当たりにして、何とか生活保護を受けられるように努力されていると思うんですけれども、規定にやはり外れて、泣く泣く受けられないという方もいらしたと思うんですけれども、ただ生活保護を受け、そしてそこで本当は受けたくないんだけど、仕方がないけれども生活保護を受け、そしてその間、職を探すという状況にある方もいるわけで、その辺、今後のスタッフも取り組みをしてくださるようですので、よろしくお聞きしたいと思っております。

あと、それに関連するんですが、これは私の考えですけれども、現在、生活保護を受けている元気な方ですね、高齢な方でも元気な方、そういう方に、1日または週に数時間か、公園とかのそういう掃除等で公共施設で働くことを義務づけるような方法は検討できないかと思うんですけれども、これは生活保護を受けている方も、市民からいろいろと言われていきますので、市民の生活保護者に対する考えも変わってくると思うんですけれども、そういう方法はないのでしょうか。

その辺を最後にお聞きしたいと思っております。

No.177 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

濱嶋健康福祉部長。

No.178 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

現在、高齢の方ですと、今保護受給者の方は、大概どこかの調子の悪い方、やっぱり慢性疾患を持った方等々でございます。

それで稼働年齢の範囲内の方につきましては、先ほど答弁で申し上げましたように自立支援プログラムという事業、これは国庫補助でございますけれども、国庫の経費をいただきながら、若い方については、そういった就労支援を現在図っております。

元気な高齢者に、そういった部分の就労機会をという部分のご質問だと思いますが、こちらにつきましても、来年度に予定しております就労支援員の中に組み入れてみたいというふうに考えております。

終わります。

No.179 ○議長(坂下勝保議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
松山廣見議員。

No.180 ○13番(松山廣見議員)

今の就労支援のことについても、よくわかりましたので、来年度に向けて取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。
ありがとうございました。

No.181 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、13番 松山廣見議員の一般質問を終わります。
以上で本日の日程は終了いたしました。
明9月3日午前10時より本会議を再開し、一般質問を行います。
本日はこれにて散会いたします。
長時間ご苦勞さまでした。

午後2時58分散会

